

平成 23 年 6 月 15 日（水曜日）

第 2 回松島町議会定例会会議録

（第 4 日目）

平成23年第2回松島町議会定例会会議録（第4号）

---

出席議員（18名）

|      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番  | 緑 山 市 朗 君 | 2 番  | 佐 藤 皓 一 君 |
| 3 番  | 高 橋 辰 郎 君 | 4 番  | 伊 賀 光 男 君 |
| 5 番  | 阿 部 幸 夫 君 | 6 番  | 高 橋 利 典 君 |
| 7 番  | 渋谷 秀 夫 君  | 8 番  | 高 橋 幸 彦 君 |
| 9 番  | 尾 口 慶 悦 君 | 10 番 | 色 川 晴 夫 君 |
| 11 番 | 赤 間 洵 君   | 12 番 | 太 齋 雅 一 君 |
| 13 番 | 後 藤 良 郎 君 | 14 番 | 片 山 正 弘 君 |
| 15 番 | 菅 野 良 雄 君 | 16 番 | 今 野 章 君   |
| 17 番 | 小 幡 公 雄 君 | 18 番 | 櫻 井 公 一 君 |

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

|                  |           |
|------------------|-----------|
| 町 長              | 大 橋 健 男 君 |
| 副 町 長            | 西 村 晃 一 君 |
| 総 務 課 長          | 高 平 功 悦 君 |
| 企画調整課長           | 小 松 良 一 君 |
| 財 務 課 長          | 熊 谷 清 一 君 |
| 町民福祉課長           | 安 部 新 也 君 |
| 産業観光課長           | 阿 部 祐 一 君 |
| 建 設 課 長          | 中 西 傳 君   |
| 会計管理者兼会計課長       | 佐々木 千代志 君 |
| 水道事業所長           | 丹 野 茂 君   |
| 危機管理監兼<br>環境防災班長 | 櫻 井 光 之 君 |
| 総務管理班長           | 佐 藤 進 君   |
| 教 育 長            | 米 川 稔 君   |

教 育 課 長

亀 井 純 君

選挙管理委員会  
事務局 長

中 村 寛 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長 櫻 井 一 夫

主 幹 佐々木 弘 子

---

議 事 日 程 (第4号)

平成23年6月15日(水曜日) 午前10時 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 一般質問

〃 第 3 議員提案第2号 患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書について

〃 第 4 委員会の閉会中の継続審査・調査について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成23年第2回松島町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせをいたします。—————ほか4名の皆様です。

それから、6番高橋利典議員、病院にて治療中のため少しおくれるという届け出が出て大  
ので、ご報告申し上げます。

本日の議事日程はお手元に配布しております。

---

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、  
14番片山正弘議員、15番菅野良雄議員を指名します。

---

---

#### 日程第2 一般質問

○議長（櫻井公一君） 日程第2、一般質問に入ります。

通告の順序に従いまして質問を許します。質問者は登壇の上、質問をお願いします。

3番高橋辰郎議員。

〔3番 高橋辰郎君 登壇〕

○3番（高橋辰郎君） 3番高橋辰郎であります。3点についてお伺いをいたします。一問一答  
であります。

一つ目、保育行政の現場に問題点はないのかというタイトルで質問に入ります。

本町の保育行政は松島町保育所条例、松島町保育所管理規則、松島町時間延長保育所事業  
実施要綱等によって進められております。現場では、この本町保育の精神が損なわれている  
のではないかと感じられることがあります。私たちが面倒を見ている的な職員にお気持ちは  
ないのだらうと思いますが、お伺いをしたいと思います。

まず、現場の問題点に入る前に保育行政、時の流れを考えて伺います。病後児保育行政に  
ついて塩釜地区、とりわけでも医療体制とのかかわりを踏まえつつ検討していきたいとの議  
会での町長の答弁先例があります。その後の変化はいかになっているかとお伺いをしたいと  
思います。病後児保育とは説明の用はないと思いますので、この辺については割愛をいたし

たいと思います。ここから入ります。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 保育行政全般についてでございますが、本町の保育所につきましては児童福祉法に基づきまして都道府県が認可した福祉施設でございます。保育所の運営等についても児童福祉施設最低基準等を遵守し県の指導・監査を受けながら運営を行っているところでございます。議員ご指摘のような、おごりというかそういったものはあることは許されないわけでございますので、このところはこれまでも日々注意してきたつもりでございますけれども、今後もそういう本来の趣旨にもとるといいますかそういったことがないように職員を指導してまいりたいというふうに思っております。

病後児保育につきましては副町長の方から答弁させます。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） それでは、私の方から病後児保育につきましてお答えしていきたいと思っております。

病児・病後児保育につきましては医療機関の連携のもとに医師や看護師の管理により保育を行う事業でございます。次世代育成支援行動計画の期間中における実施目標は今回の実施機関中においては実施しないということで取りまとめをさせていただいております。県内におきまして病児・病後児保育を受け入れていただける医療機関でございますけれども、これは近隣で見ますと仙台市内に4カ所ございます。病気や病気の回復期にある子供を長時間の送り迎えを行い預けることは安全面等から考えますと現実的ではないのかなというふうに思っております。病児・病後児保育の充実には地域の小児科の医療体制の充実が不可欠であるというふうに思っておりまして、今後の医療体制の整備状況、これを注視しながら次期の計画策定の際に改めて検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 前回の答弁と余りかわっておりません。むしろ同じであります。具体的検討をなされていたという実感をその答弁からは酌み取ることができません。同じ仙台圏にあって利府町では既に病後児保育を実施しておることは申し上げてきたところで、今も仙台市内に4カ所あると。地元の医療体制協力が不可欠だ、それはもう言わなくてもだれもがわかることで改めて検討させていただきたいということですから、ぜんぜんその後検討してないとう理解したいのですが、何かこのことで補足説明はございますか。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 先ほども申し上げましたとおり、医療機関との連携というのがまず第一に病児・病後児保育の場合必要不可欠な条件であろうというふうに思っております。仙台市内まで松島町からそういったお子さんたち、保育をされていて急病になった場合、その連携した医療機関の方にお願ひするような形になりますので、松島町の場合、距離的な問題がございます。その間、例えば仙台市内ですと1時間程度かかりますのでそういった時の問題点等々がございますので、町内での医療機関の充実、その辺がまず課題になってくるのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 具体的にこれでこの件はやめますが、利府町の実態を当局は把握しておりますか。お答えください。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 近隣で利府町さんで実施しているということは把握しております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 私の聞いているのは、利府町でしていることをわかって聞いているんです。それをわかっていますと答えるのは答弁ではありません。実態とはその内容、現状、今後の課題も含めて所感があれば、実態から学んで答弁するのが私は答弁だと思います。いかがですか。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 大変失礼いたしました。利府町さんにおいても今のお話の通り年に何回かはそのような病院先、委託の病院をお願いしているということは聞いております。ただし、利府町さんにおいては距離的に松島町と比べた場合、仙台市の方により近い場所にあるものですから、そういう利用が可能なのかと思います。先ほど副町長もお話ししたとおり、私どもにおいても身近なところに医療機関があればこういう利用体制に近づくのかと思っております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） この答弁も不満足です。年に何回かという表現で病後児保育がなされているという認識を示されました。全く調査もしていない。体制が整ってあるのだったらそんなのは当たり前なんです。体制をどう整えるのか、定住構想からいってもこういうことが今は先を争う子供対策になってくるはずですから、そういう意味では課長の答弁は実態を知らない

とこう理解します。これ以上時間のむだになるのかなと思いますから次に進みます。

議長の配慮で水が出ていますので、ごちそうになります。

次は条例との関係でもう一つ、松島は観光地であり土日・祝祭日の保育もあっていいと思うんですが、この件についてご所見をお伺いします。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 次に日曜・祝祭日での保育ということでございますけれども、これも先般計画を立てました次世代育成支援行動計画の期間中における実施目標といたしましては今期においては実施しないということで取りまとめをさせていただいております。これは計画策定時のアンケート調査をしたんですけれども、その際には一時保育を望む声が多く出されているということでございまして、本町といたしましてはこの期間中にはまず一時保育を実現させようということで、今準備をしているところでございます。町立保育所におきましては現在も土曜日は開所しておりまして、日曜・祝祭日を開所するということはこれは365日保育を行うということとなります。したがって、その人的配置であるとか財政面等のかんがみますと現実的には現段階では難しいものというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） 一時保育をまず実施しようとして対応をしているという答弁ですが、この中身があればお聞かせをください。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 一時保育ということでございまして、現在、震災前の計画ですと平成24年度、来年度からということで計画を立てておりました。震災を受けても今年度後半、これから検討に入っていくという考えでございますので、24年度以降実施ということで進めたいというふうに思っております。具体的な内容につきましては課長の方から答弁させます。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 町内の四つの保育所のうち、1カ所を決めまして実施するという方向であります。内容につきましては事前に希望のある方の保護者の方から登録制というような形で登録いただきまして、それによりまして実施したいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） それでは、私の言う土日・祝祭日保育を行っている自治体の先例をご存知ですか。具体的に市町村があったら教えてください。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 大変申しわけないんですけれども、具体的な市町村はちょっと存じないんですけれども、以前に実施した市町村ということであるところは聞いていますけれども、当初においては実施したわけなんですけれども、その後にいろいろなニーズ等からかんがみまして取りやめにしたという自治体もあるということは聞いております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） それでは、取りやめたという自治体はどこですか。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） それもちょうと、大変申しわけないんですけれども、いろいろな資料の中で取りやめたという自治体をちょっと聞いたところでございますので、どこの町、どこの市ということはちょっとここで、大変申しわけないんですけれども、私の方でちょっと把握していなかったものですから、申しわけございませんです。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） テレビでこれを実施している具体的な事例が報道になりました。その報道を見て私は質問しております。実施している市町村がゼロではないし、少しずつふえてきているというのがテレビ報道の内容でした。残念ながら時間、チャンネルについてはメモをしておらずで記憶にございません。今後、目を鋭くしてこういう情報を集めていただきたい。そして、どうすればこのことも実現していけるかということに一步突っ込んでほしいという要望をまずしてここは終わります。

次は要綱上について伺います。要綱とは松島町時間延長保育所事業実施要綱を差しております。保護者連絡先は携帯ではだめだというふうになっていますが、事実ですか。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 携帯の利用ということなんですけれども、勤務先の連絡につきましては現在携帯の電話の普及にあわせて携帯電話においても連絡するといった対応もとらせていただいているところでございます。連絡がとれない場合は、急病などのときはそういう勤め先というより早く連絡がとれるように携帯電話も連絡先として可能となっております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） その答弁、私は歓迎したいと思います。現場は携帯はだめと言ってい

るようです。ここに、余りいい言葉ではありませんがこのことについて勤務先だ、携帯はだめと言われた方、私は直接にお話を伺っています。非常に真面目な奥様ですよ。うそをつくような方ではないと思います。あなたのいう答弁は現場実態を少し乖離しているところと思います。そして、携帯はいいという答弁でありますから現場に徹底していただきたい。このことをお願いをして携帯について終わります。勤務先とすることで保護者に必ずしも有益でない場合もあることも加味してください。そして、正社員ならいざ知らず、いつも机に座っているならいざ知らず、現場から現場に動いている方もおります。日常激しく動いている方もおられます。そういう方にとっては勤務先へいちいち連絡されることは余り好んでおりません。ぜひ現場に浸透させていただくことをお願いします。

保護者に休日を聞いています、現場では。いつお休みですかと。休日は保護者が幼児を見るべきではないかという見解に立っての質問のようであります。できるだけ子供さんは親のそばではなくむのがいいという趣旨だと思います。それはそのとおりであります、保護者の休日は日曜土曜と限りません。平日がたくさん多い職場が非常に多い。ここは観光地です。土日は書き入れどき、そんなときに毎日土日のたびに休むのでは要らないと言われます。保護者に休日を聞くということは1回がいいでしょう。2回もいいでしょう。たび重なるとこれは圧力になりますがご所見があればお聞きしたい、いかがですか。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 保育所におきましては保育に欠ける子供さんを預かっていることから、そういう関係で休みの日にちとかを聞くことはあると思いますけれども、そういうたび重なる何か保護者の方から嫌な思いをするような聞き方が現場の方でもしあれば、その辺についてはこの場をかりましておわびしたいと思っておりますけれども、そのようなことを現場においてはないように徹底させます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） よろしくをお願いします。

今度は、あなたは何時に迎えに来られますかと聞いているんです。休日を聞くだけではないんです。今度は1日の中で何時にお迎えに来ますかと聞いているんです。延長する方は延長を聞いておる。要綱に従ってきちんと出しているんです。その預かり保育の中で返ってくるんです。時間帯をいちいち確認する必要は、これも必要なし、そう思いますがいかがですか。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） これも先ほどの休日などを聞くことと同じように、そういう

保護者の方で嫌な感じがあった場合、それもあわせておわびしたいと思いますけれども、子供を預かる観点から細かく聞くことはあると思いますけれども、そういう嫌な思いであった場合は現場の方にそのようなことをないように徹底させたいと思います。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） それから、これも余り聞いていて楽しくないのですが、今後のためがありますのでお聞きします。土曜日は先生の研修が多い、用事は余りよこさないでほしい、こんな趣旨を言われているんです。もってのほかだと思いますが、いかがですか。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 土曜日、いろいろな保育所の行事もあるのかと思いますけれども、その際もちょっと現場の方でそのような親御さんとのやりとりがあれば本当に大変申しわけないと思います。今後においては先ほどの迎え、それからについて同じように現場の方にそのようなことをないように徹底させたいと思います。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） よろしくお願ひしたいと思います。私、その保護者の母親父親からこれが松島の保育行政ですかとかなり鋭く言われたんです。あるいは氷山の一角なのかもしれません。しかし、こういうことは氷山の一角にもあつてはならない。そのことの意味でお聞きしていますので、課長もよろしくご理解をいただきたい。要は、現場に子供たちが安心してお願いできる、そういう施設にしてほしい。私はそういう職員だったら要らない、どうぞやめてくれと言いたいです。それが本町の保育行政だとすれば、これから進めようとする大橋町政の定住圏構想にも大きく響いてきます。これが大切なんです。現場の方、面倒をみていてくれるつもりなのではないですか。あつてはならないことのようなので、これを質問するのに本当は悩んだんです。内気な高橋辰郎がやっているんですからご理解をいただきたいと思います。

次、2番目に参ります。放射能についての国際基準、WHO基準、そして国内基準はいつ出すのかということで質問しておりました。ところが、議会に来てみますと立派な報告書といいですか放射能に関する基礎知識という立派な小冊子が届いておりました。一読をさせていただきました。かなり詳しく記載をされておまして、私も改めてこれを読み直してみたいと思いました。

そこで、これはこれとして、この資料だけで事足りるのかなという感じがなくてもありません。そこでお聞きしたいのですが、住民への周知といいですかお知らせといいですか、

考えておりますか。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 基本的に住民へのお知らせというのは、今回測定器を購入いたします。

それに基づく測定値についてお知らせを考えているのかということでございますか。それともこういった内容についてということでございますね。測定値を公表するに当たって基本的なところ、その数値だけでは住民の方々はわかりにくいかと思いますので、その辺につきましては住民の方々にわかりやすい形で公表していきたいというふうには考えております。一番上の測定値で直近の測定値の数値を公表するというのであれば、まずはホームページからそういった発信をしていく。次に広報を使った発信ということになろうかと思います。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） きょうの河北新報を来る前にちょっと目で見てみてきました。こんなことが書いているんです。第一原発で福島県浜通りから中通りへ避難している未就学児が幼稚園や保育所に通えなくなる事例がふえている。放射線の心配がその理由に挙げられている。これから住む場所もまだ決まっていない。幼稚園のある二本松市中心部は線量が高くて通わせたくないというのがあります。これは放射能に対する住民、国民の不安なんです。だと思います。そしてこれは広がりつつあります。宮城でも牧草が全県域でだめになったと思ったら、今度は岩手まで飛んでいって岩手も牧草によってセシウムが発見をされまして、放射能汚染が北に向かって進んでいる。こちらは静岡のお茶まで飛んでいきました。かなり広範囲に広がりを見せております。これは不安です。観光客動向を見てもしかりであります。ですから、住民にはきちんと放射線についてお知らせをする必要があると思います。

私はずっと河北をみて、飯舘村は何ぼなんだ、一例ですが会津はどうなんだというふうに見ていますが、恐ろしいほどの濃度がどんどん広まっているとは私も理解をしております。しかし、意外なのは会津が少しずつ日数を重ねるに従って濃くなってきます。これも放射能の何らかの特長、風の向きとかさまざまあるのだらうと思っております。いつどこにどのように飛んでいくかわかりません。調べておくことが非常に大切だと思います。測定器云々ということが出ましたが、しからば測定器は今どうなっていますか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 測定器ですけれども、今外国製を既に発注しておりまして、早ければ来週中にも納品がされるということでメーカーさんの方からは連絡が入っております。これらを使いまして、先ほど副町長も言いましたけれども、ホームページか

らも当然掲載できますけれども、携帯電話でもアクセスできるような今システムにもなっておりますので、観光客の皆様方にもそういった意味では周知できるのかなというふうに感じておりますので、今後そういった面で積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） 来週中と今言いましたね。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） すみません、もう一度繰り返します。早ければ来週中にも納品されるということでメーカーの方から連絡が入っております。今議員さんも恐らくご存知かと思いますが、結構品薄状態になりつつあるという状況にありますが、そういう中でも我々も調べましてまず早く入れるもの、そして精度のいいものを厳選させていただいて購入を手續させていただいているというところでございます。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） それでは少し、せっかくいただいた資料を十分熟知しないまま質問しますので、その点は少しご勘弁をいただきたいと思いますのですが、飲料水、WHOでは300ベクレルです。静岡のお茶500ベクレル、これがいわゆる暫定基準と称されるものですが、同じヨウ素で同じセシウムで数字が、基準数字が違ってくるのは住民にはどのように知らせるのが一番適切だと思いますか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） まず大変放射能ということになりますと難しいというか専門知識が必要だということで、なかなか知識として身につくものが難しいかと思われませんが、これは例えば議会の皆さんにもお示ししました資料の中で7ページにも記載されているんですが、例えば放射線量を雨という形でとらえたときに空から降ってくるものがベクレルというとらえ方、空から、大気からくるもの。それが人に当たったもの、雨が人に触れたもの、これがグレイという言い方で、それによって人体にどのような影響を及ぼしたのかということがシーベルト、今モニタリング調査ではマイクロシーベルトという1000分の1のさらに細かい数字で毎日公表されておりますけれども、なぜモニタリングでシーベルトを使うかというと、人体にどのような影響がありましたかということをもっとお示しすることが県民の皆さんに安全をお届けするということで宮城県の原子力安全対策室の方でもそのような対応をとっているというふうに思っております。ですから、まずは議員の皆さん方に配布

した資料の中のそういった一つのとらえ方で理解がまずはできるのかなというふうに思いますので、こういったところにつきましても今後、例えば放射線一口メモというような形で広報に掲載するとかそういう形でとらえていければなというふうに思っております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） いいですか、危機管理監。水は300、WHO。静岡のお茶は日本の暫定基準500、同じヨウ素なんです。なぜこの300と500に同じヨウ素が異なってくるのですか。許容基準ですよ。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） まず水道水というもの、これは水に大気から付着したものというふうなとらえ方ができるかと思いますが、これが原子力安全委員会で定めた摂取制限が300というとらえ方をしております。それから、あと葉物、そういったものにつきましてはまた水とは違いまして植物がそれをもとにしてどのように放射線を発するのかということにもつながっていきますので、そこで数値がかわってくるというふうに理解していただければというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） 今の答弁でいうと、私自身が理解するために教えていただきますが、原子力安全委員会とWHOは水は同じ300ベクレル、これを日本はそのまま300ベクレルというふうにしていると理解していいのですか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 基本的に日本に関しましては広島原子力爆弾ということもございまして放射量に関しましては大変厳しい基準を、恐らく世界で一番厳しいのではないかなというふうに思っておりますが、ただ、この水道水につきましては地球全体の考え方でとらえなければならないというふうに考えますので、世界の基準、いわゆる国連の方で定めているこの基準、これをそのまま採用しているものというふうに思います。ただ、日本が厳しいといっているのは大気中の放射能の数値、それから放出される数値、そういったものに対して日本は原子力発電が多く稼働しているものですからそういう構造物についても厳しく基準を定めているということでございます。

○議長（櫻井公一君） 補足で西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 私の方から若干補足させていただきたいと思いますが、ちょっと論点がずれてきたのかなと思っておるんですけれども、放射線の被曝でございますけれど

も、それは体内に取り込んだ放射性物質から受ける内部被曝というものと、それから外部環境にあるところで外から受ける外部被曝というこの２種類あるわけです。今回の放射線防護のためのその規制値の話になっていますけれども、内部被曝と外部被曝とそれぞれ別々に定められているわけです。内部被曝の場合は飲食物の摂取制限に関する暫定規制値というものがございまして、また外部被曝には原子力施設等の防災シーンということで避難とか屋内退避とかそういう基準値が定められているということでございます。したがって、先ほどベクレルという単位が出てきましたけれども、これはそれを取得したことによって内部被曝をする規制値ということでございまして、水については300ベクレル、これはキログラム当たり300ベクレル、そしてお茶はそのお茶の葉っぱ、その葉っぱにどのぐらいあるのかということでの基準値が放射性セシウムの場合は500ベクレルというのが定まっているということでございます。そういったことで、少し規制値につきましてはいろいろな単位等々がありますので、その辺をうまく説明、理解していただくような形で我々も周知していきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○３番（高橋辰郎君） 私もそのことは知っているつもりです、副町長の言われることは。ただ、水はそのまま飲むと仮定すれば300ベクレルのものが入れば300ベクレルで内部被曝になるのでしょうか。食べ物はそれを食べることによって静岡のお茶は飲むことによって500なら500になるのでしょうか。この理解は間違っていますか。お茶を飲むと500ベクレルの汚染されたお茶を飲むとこれは内部被曝で500にならないのですか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 放射能に関してはなかなか私どももわからない部分が多くて、日々なるほどそういうことだったのかということもあるわけですが、この500、300、飲み物についてはキログラム当たり300という数字です。お茶は飲み物にしているわけではなくて、お茶のお茶っぱの段階で野菜とかものと同じようにその段階でキログラム当たり500というような、そういう違いがあるのだと理解しています、私は。だから、水になった場合はまた別な話だと思います。

○３番（高橋辰郎君） そうです、そうです。はい、そうです。水はリットルですから。そこで、一つずつ確認の意味で聞きます。ヨウ素131、暫定基準幾らですか。131と135でまた違うんですね。私がなぜこういうことを聞くかということ、町民に安全を知らせるために測定器を議会はぜひ用意してくれと当局に要求をしました。当局は議会の要求を入れて測定器を買うこ

とになりました。これが一つの前進です。二つ目は放射能について余り不安を持たせてはいけない、必要な知識は持たせる必要があるとすると、広報なり何らかの形でお知らせをしていく必要がある、これが二つ目。その意味で聞いています。300、500、単純にみると薬物と水は違う、これは当たり前。リットルとキログラムも違う、これも当たり前なんです。こういうことをわかりやすくどう住民に伝えるか、ここは町のテクニックといえますかある意味でそういうことが要求されるのだろーと思います。そこで二、三、当局はどの程度熟知をしているのかという意味も含めてお聞きをしたわけでありまして。ヨウ素131、リットル当たり何ベクレルで暫定基準になるのですか。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 私の方からお答え申し上げたいと思いますけれども、放射性ヨウ素であれば水の場合ですと原子力安全委員会が定めた指標値ですと300ベクレル、食品衛生法に基づく乳児の飲用にに基づく暫定的な指標値ですと100ベクレルということでございますが、私どもで購入予定のものはあくまでも空間の放射線の測定をする装置でございますので、こういった水であるとか、先ほどからお話の出ているお茶であるとか、そういったものを測定するという機械ではございません。それにつきましては専門的な機関による検査が必要になってくるということでございます。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） 質問の意味を狭義にとらえないで広義にとらえてください。副町長のいうことを真に受けて私は広い意味で理解をすれば、それは町ではない、県や国がはかればいいんだというふうに聞こえてくるんです。そうではないでしょう。今までずっと報道を見てみなさい。枝野官房長官ですか、暫定基準はこうだと。放射能基準はこれを超えている、放射能の実態は。けれどもすぐには人体に影響はないとこの繰り返しです。これをテレビで見ていて住民や国民は安心なのだところどう思いますか。暫定基準がある以上、暫定基準を上回ったら危険と思うのが当たり前なんです。ですから、私は質問が悪かったと思いますが、500、300を例に出したんです。ですから、そして議会は何も大気中ばかりを言っているのではないでしょう。海の水もぜひ見てくれと言っているんです。それはそれとして聞きますが、海水の基準、副町長はご存知ですか、暫定基準。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 私は承知しておりません。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） これは二、三日前の新聞です。暫定基準をつくる作業に、検討に入りつつある、検討を考えているという段階なんです、今日本は。海水については。魚も同じでしたよね、前は。魚も全く眼中になかったんです。これは漁民の皆さんは心配します。遠く離れた松島湾だから安心だなどと口で言ってもだめです。科学的な根拠を示す必要があるんです。大分お詳しいようなので聞きますが、野菜は何百ですか。こういう細かいものはこれでやめますからこれだけ答えてください。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） ちょっと副町長の答弁は不十分でございました。放射性ヨウ素については源乳のお話がありました。源乳について300、水産物について、例えばアサリとかカレイとかそれについては2,000です。そして果物、野菜、お茶、タケノコ等については2,000というふうになっています、ヨウ素は。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） そこでこれから町民に知らせるためにこういう表をつくってほしいと思うんですが、一つは世界の基準、国連なら国連の基準、特に飲み物、食べ物に関してはWHO、そして日本の暫定基準、これを一覧表にして、もう一つつけ加えると諸外国の例、日本が厳しい厳しいといっていますが私は厳しいと思いません。空気中の濃度についてもアメリカの方が厳しいのではないですか。あたかも日本の放射性測定は先進地中の先進地のよう聞こえる答弁はよろしくありません。科学的に示された数字をもってお答えするのならばいいのですが、言葉を並べられても住民は安心しないと思います。ですから、私はできれば町長につくってほしい、私の言ったような。そして、住民が一目で見てわかる、こんなに難しくつくることはない。解説を含めてそれは必要がないという意味ではないです。一目でわかるようなものが一番いい。中身的には不十分さがあっても安心だと安心感を持たせる資料があつていいと思います。そして、聞けばいつも国際基準と言いますが、国際基準は何々なのだということだつてとられる必要があると思います。この辺、お願いをしておいて最後に質問しますが、日本の暫定基準とは何ですか。この数字もくるくるかわっているのは新聞でごらんになったとおりです。こんなものは暫定基準ではないです。いい加減です。ですから、それも聞いておきたい。皆さんは暫定基準をどう理解しておられますか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） まず、国際的な基準というものはいかなるものかということについてお答えしたいと思います。これまでチェルノブイリとかスリーマイルとか原子力事故がありま

して、それに関して国際放射線防護委員会というものがあまして、そちらで勧告をして国際原子力機関というところ、これが I A E A というところですが、こちらでデータを集めております。また、WHO でもデータを集めております。そこで、しからば今回の今我々が使っているような、または見ているような暫定基準値、またはその指標値というようなものをつくっているかという、実は明らかな形ではつくっていないんです。その調査のデータをまとめて、例えば何百ベクレル以上だとがんになる確率が何%というようなそういうちょっと違った形の調査データになっておりまして、それをそっくりそのまま持ってきて、はい何%、何ベクレルというようなことにはならないので、それをもとにして今度は日本の方で原子力安全委員会の方で基準値をつくっている。また、医学界の方でもそれに基づいて基準値をつくっているということで、必ずしも単線でスパンといかないような構造になっております。それがわかりにくい原因になっているのではないかというふうに思っておりますが、そういう中で今回ヨウ素の値とかセシウムの値とかにつきまして指標値とか基準値とかを出しておるわけでございますので、私どもとしては国の信頼ある機関で出されている基準値をもとにしてものを考えていきたいというふうに思っているところでございます。

なお、私どもの方で議会に提出させていただいた資料にもありますけれども、年間で100ミリシーベルトという数字があります。これはいろいろなもののもとなる数字、これがしっかり確かかどうかというのはいろいろあるとは思いますが、これが国際原子力機関などでも言っているようでございますので、基本的にはここからスタートするのかなというふうに私は思っております。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） 空間の放射能は1から20までですね。そして、東大名誉教授の小佐古教授は20という数字は子供に当てはめるべきではない、科学者として良心がうずくとやめたのでしょうか、原子力安全委員会を、保安院ですか。このように、日本の暫定基準というのはうんと幅がある、または動いています。このこともしっかり認識をしていただくと同時に、知事は6月9日、測定は空気中、水道の水、海水、野菜、牛乳、海産物、牧草を調査している。牧草以外は問題ないと答えている、6月9日に。測定しているんだそうです。私は実態をよくわかりません。議会は私たちだって観光地松島、安全発信のためにもこういうものに踏み込めというのを町長にお願いしているわけです。そのことについて町長は副町長の答弁のように余り踏み込んでいない。大気中のものしか考えていないように思いますが、それはそう理解してよろしいですか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 宮城県内の放射線量については県がおやりになっているわけですが、最終的には東北大学の方に検体を持って行って調べていただいているはずです。もしくは、私ども松島町が独自にやるとしても最終的に測定、かつ調べる、調査するところは東北大学になるのかなというふうに思っております。県の方では必ずしも空中線量だけではなく野菜等についてもお調べになっているわけですから、そのデータというのは県のホームページの中でも発表されておまして、その中に例えば水産物であるとアサリなどについては採取場所が松島というふうなこともありますので、そういったもので県も県内の各地、松島も含む各地、そして調査する対象もさまざまなものについて調査しているということでございます。それに基づいて私どもも考えているということでございます。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） 東北電力さんが測定地の新聞に載りました。東北電力本社前、山元町役場付近、大河原町役場付近、東北電力女川原発付近となっているんです。その数字は新聞に細かく地点ごとに書いてあります。それは新聞を見ればわかります。知事の、県の発表はほんのたまにしか出ません。忘れたころにポッと出てくるだけ、発表は。私はこれで住民は本当に安心するのか。東京の方や大阪の方が松島は安心だと理解をして観光に来てくれるのかということが心配です。そして、福島に近い丸森町は小中13校に放射線測定器を配備をした。9日には保育所、児童館7カ所も配備する、これは6月7日河北新報。このように自己防衛策を取りつつある。それは言いかえれば国の発表を丸のみにはできないといういささかの猜疑心があるのだと思います。私もそれでいいのだと思います。町長として、住民の生命と財産を守るのが第一義、そしてそれぞれの産業育成を図ることも必要です。ぜひ、議会はこのことを考えてしかるべき測定器を配備してほしいとこう言っているわけであります。大変おくれましたが、やっと放射線測定器が入るようであります。何基注文していただけるのですか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 今私どもの方で購入を予定しているものは1台でございます。大変高いものでございまして、アメリカ製のものでございます。そのほかに7月の中旬までに宮城県の方から本当の学校などで使えるような簡単なものが1台配布される予定になっております。こういったものも活用させていただきながら、町内の測定を実施していきたいというふうに思います。それから、あと議員さんの方から先ほど来情報発信ということで大変詳しくご質問をいただいておりますけれども、宮城県のモニタリング調査、毎

日実施しておりますけれども、これにつきましても町のホームページにアクセスしていただくと随時閲覧できるようになっております。また、これを携帯電話でも接続していただければ閲覧できるような取り組みをしておりますので、ぜひその辺も活用していただいて空気中の測定値、それから海産物、葉物についても確認していただければというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 補足答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 先ほど新聞に放射線量のデータが出ているということで、宮城県ではさっぱり発表しないねということですが、県のホームページの中に先ほどおっしゃられた場所のデータが出ております。これは毎日かどうか、1日おきかどうかわかりませんが、しっかり出ておまして、それをもとに新聞が記事にしているということでございます。県はその調査については取ったデータを東北大学に依頼して、それを精密に検査してそれを発表しているということでご理解いただきたいと思います。また、今回線量計を購入しましたけれども、この線量計で測定できるものと今県で測定しているものについてはレベルが違っておりまして、その水準、精度が違っておりまして、県の測定の方が極めて正確であるということであります。ですから、今回我々、簡易なものなんです、今県の測定しているものに比べますと。そういったものと調査しつつ、かつそれだけではだめな場合も想定されますので、そのときには検体を持って県を通して東北大学で調べていただくということになりますので、そういう状況であることをご理解いただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 放射能について終わりますが、終わりにこのことを申し上げておきたいと思います。労災認定では100ミリに満たない被曝者が労災と認定されました。これも新聞にきちんと載っております。ところが、実際は作業に従事する方は250、それをはるかに超えている方もおられる。そういう実態であります。これはどこを信頼していいか今私自身わかりません。東電はまず信頼するに足りないと思います。安全確認に欠けていると思います。これは見方を変えると住民も町の対応に安心感を持たないとすれば、行政上ゆゆしき大事になりますから心してどうぞ準備を着々と進めていただきたいと思います。議会の要求にもおこたえをいただくという姿勢を強くお願いをして放射能を終わります。

次は防災会議であります。

○議長（櫻井公一君） ここで休憩の動議がありましたので、1時間になろうとしています。ここで休憩をとりたいと思います。再開を11時10分といたします。

午前10時56分 休 憩

---

午前11時10分 再開

○議長（櫻井公一君） 一般質問を続けます。高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 次は防災会議についてであります。松島町防災会議は災害対策基本法、松島町防災会議条例により町長を頂点とする機構で設置されております。その附属機関と位置づけされております。目的は防災に関する計画を作成すること、計画の実施推進を図ること、情報の収集を行うことであります。たしか平成17年、私どもは地域防災計画を手に入れました。2011年2月、大橋町長より防災計画案を手に入れました。従前の組織図は町長が本部長、副町長、教育長が副本部長、本部員は危機管理監を含めて各課長、そして消防団長、災害防止協議会長等々でありました。しかし、2月の計画案では危機管理監が各課長を統括する位置に配され、そんな内容になりました。今次震災では計画案の組織図で対処をなされていますか、まずお聞きます。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 今回の東日本大震災につきましての災害対策本部の取り組みということで今議員さんの方からご指摘がございましたが、今回の災害対策本部の取り組みにつきましては、ただいま高橋議員さんがご指摘のとおり、防災計画案でお示しした内容のメンバーで構成させていただいて指示系統をもってやらせていただいております。なお、今回災害対策本部につきましてはその他本部長が認めるものということで塩釜警察署とそれから自衛隊等にも入っていただいて当初意見交換をさせていただいたという経緯がございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） 次の質問であります。組織改変では防災会議は開かれておりますか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） この防災計画案につきましては防災会議を経て議会の皆様方にもお示しをさせていただいておりますので、防災会議をもってこの内容については整理しているということでご報告させていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） 三つ目、今次震災の経験で組織体制のあり方は計画案でいいと判断しておりますか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） これにつきましては今回のこの一般質問の中でも多々ご質問が出ているかというふうに思いますが、住民の皆さんの意見、それから避難所として対応していただいた旅館、ホテルの皆様方の意見、それから各関係機関として今回の防災に参画していただいた皆様方の意見、こういったものの検証をさせていただきながらこの防災計画案の内容について再度協議は必要だというふうには見ております。ただし、津波被害、その他に分けて計画も立てておりますので、そういった内容について今後検討していきたいというふうには思っております。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） できれば町長にお聞きしたかった、答弁してほしかったんです。危機管理監がそういう答弁は不適切だと思います。なぜかという、今度の震災では第一線に立たれて寝食を忘れて駆けずり回ったのだと思います。そのときどきの危機管理監の姿には余裕は全くないように私は見えました。そういう状況を踏まえたときに、答弁者としては町長がすべきのような気がします。そして、私の聞いているのは今度の震災経験であのとおりでいいと思ったのかと聞いているので、具体的に言うと危機管理監は町長直属、本部長直属なんです。そして危機管理監の下に各課長がおられる。これは組織機構図からいうと災害時危機管理監が担当するような事象が起きたとき発動される人事であります、言ってみれば。特異な例であります。通常は危機管理監は各課長にある意味ではその上位に立っているとはいえません。立っているとはいえない方が統括をする立場、町長、副本部長直属の1番目にいるということについて心労も多かったらうと逆に類推するんです。いかがでございましょうか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） まずこの用語ですけれども、松島町防災会議というものと災害対策本部というものと組織が違いますので、これについてはご確認いただきたいと思うんですけれども、今そしてご質問の部分は本部会議の方、災害対策本部会議の方のご質問ですね。その中で確かにご指摘のように危機管理監が通常の体制とは違って町長直属で各作業部隊、課長を中心とした作業部隊を指揮していくというようなことになっております。これは基本的には私はこれでいいというふうに思うんですが、ただ、そのときに恐らくご指摘の部分は危機管理監のカバー範囲が広過ぎる、また決断なり指令を出す際に町長の姿が見えなかったというようなお話なのかなというふうには思うんですけれども、その点については確かに現場では危機管理監、大変動いておりますけれども、ポイントポイント、そして方針的なところに

については本部会議を開き、その中で基本的なことについては本部長である町長が決定をし、そしてそれを動くというような体制は確保されておりましたので、そういう意味で組織として今回の体制で基本的にはいいというふうに思っているということでございます。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） 管理監自身も対策本部会議の機構については一考する余地はあると言っています。町長もその実態を踏まえて私が最終決定者だったとこういうことで結んでおられますが、ぜひ内容を早目に精査をされましてしかるべき対応をきちんとしていただきたいということを要請しておきます。

次は、本日震災の見舞い品、どこから何をどのぐらいいただいたのだろうかということについては議会は、少なくとも私は詳細を知りません。そしてどのように活用されているのかも若干議会でも質疑がありました。このことについてご答弁をいただきながら、私も認識を深めたいとこういうふうに思います。いかがですか。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 災害支援物資のご質問でございますけれども、初災翌日、にかほ市を初め当日も含めてたくさんのご支援をいただいたということでございます。3月15日、海洋センターに支援物資保管庫して活用いたしました。それを挙げますと、56の個人・団体から延べ668種類、1日平均25種類の搬入があったということでございます。ご協力いただいた方々につきましては町の広報であるとかそういったところでお知らせをしているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） 残物処理はいかがになされておりますか。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 支援物資の残ったものということでございますけれども、それ以前のお話も申し上げたいと思いますけれども、避難所等で必要とされるものにつきましてすべて配布いたしまして、震災当初は一般町民の方々にも水などを配布いたしました。また、一般町民の方々を対象として高齢者の方とか、あるいは被災した方々で自力で自宅にいらっしゃる方々、そういった方々にも各行政区にお願いいたしまして行政区単位で衣類等を配布したということでございます。これらにつきましては、すぐに避難所で使用できるものとか、あるいは一時的に保管して状況に応じて必要とされるものなどに分けられます。さらに、役場にも乗用車であるとかあるいはパソコンなどこういったもののご支援というものを自治体の

方からいただいたり、団体からいただいたりということもございました。あと、家電製品等につきましても手樽地域交流センターであるとか東部地域交流センターを含めまして東松島市にも同様の支援がございました。そういったことで避難所で使用する以外にボランティアの方々にも対応できるように東部地域の交流センターに配置したというところでございます。そういったことで、各学校であるとかあるいは公共施設並びに地域と協議して保管できる物資を配布いたしまして、それ以外につきましては長期的に保管できるものを手樽地域交流センターの、今は旧第三小学校体育館でございますが、そこに保管しております。そういった状況でございます。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） 残物処理についてのマニュアルみたいなものはあるのですか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 支援物資のこういった廃棄という言葉になるかと思いますが、これにつきましては賞味期限、特に水につきましては賞味期限があと4カ月とか5カ月とかというものが大量に入ってまいりました。こういったものについて処分せざるを得ないのか。それから衣類なんですけれども、テレビや新聞でもありましたけれども、古着が大分多く寄せられまして、中にはちょっと着られないというものもございました。また、下着なんですけど下着も古着として入ってきたものがありまして、これは幾ら避難している方々といえども使用できないということで、そういったものについては今後廃棄処分せざるを得ないかなというふうに見ております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） 私は残物処理についての規定とか何か、マニュアル的なものはありませんかと聞きました。下着、古着のことを聞いたつもりはありませんが、いかがですか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） そういったものについては一般廃棄物として処分することになります。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） 聞きたいことは大体聞かせていただきました。ただ、石巻市で町長がこの残物についてバザーを開くような動きがあったんです。結果的には開けなかったと聞いていますが、なんで残物処理を聞いたかというのは、結局廃棄物にするということはいたまいと思います。何らかの方法でお金にかえるとかそういうものが工夫されるべきだとかこう考

えたのです。今後、ご検討を要しませんか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） これにつきましては今月末に松の市がございます。その松の市で、これは前進松島松の市だということで銘打って行われる松の市でございますが、その中で今ある物資で、かつ保存するもの以外のものについてはチャリティーバザーということで一般にお配りする。あわせて、それでご寄附いただけるのであればご寄附のお金をチャリティーとして集めるというような企画を考えております。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） わかりました。できれば残物についてはきちんと早目に焼却すべきものはしてもいいですが、お金にかえられるものは買うべきだろうと思いますので、松の市の例が出ましたので期待をしたいと思います。

それから手樽センター、交流センターに残物があるということですが、主なものをちょっと二、三教えてください。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 旧第三小学校の体育館の方に保管しているものでございすけれども、まずは非常食ということでアルファ米とかそういったものが118ケース、それからあと乾パンなんですけれども、賞味期限が四つに分かれていましたのでこれらをみな合わせまして353ケース、そのほか毛布とか紙コップ、軍手、それからあとは大人用のオムツ、大変今回震災時必要となりました。この大人用のオムツ、それから簡易トイレ、当然子供用のオムツも備蓄品として保管しております。それからあとはホッカイロとかそれからあとは20リットルのタンクとかそういったものも保管をさせていただいております。あとは衣類、これは比較的新しいもの、それから新品の毛布、タオル等を保管しております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） 質問を終わります。

○議長（櫻井公一君） 以上で高橋辰郎議員の一般質問が終わりました。

次に、16番今野 章議員。

〔16番 今野 章君 登壇〕

○16番（今野 章君） 16番今野でございす。通告をいたしておりますのは、一層の被災者支援をとということと、放射線量の正確な情報提供をとということでございす。放射線の関係に

つきましてはただいまの3番議員さんも質問をされておりました。相当にダブる部分もあったのかなと思います。私のことを思っていたいてか、わずかに質問を残していただいた部分もあると思っておりますので、この点についても引き続き質問をさせていただきたいとこのように思っております。

それでは、まず一層の被災者支援をとということで質問させていただきます。

本年3月11日2時46分、マグニチュード9.0の巨大地震が東日本を襲いました。この地震と大津波は東日本沿岸にはかり知れない被害をもたらしました。地震発生から3カ月を経過いたしましたしなお死者や不明者はふえ続け、その数は2万3,350人を超えております。地震と大津波によりまして破壊をされました家屋や構築物、自動車や船舶などそのがれきの量は宮城県で1,600万トンとも言われておりまして、その処理には何年も要するとされております。本町は近隣の被災市町村に比べれば松島湾の島々に守られて被害の程度が小さいと言われますが、それでも大震災による本町の被害状況は6月6日定例会初日におきまして示されました家屋の全壊171戸、大規模半壊234戸、半壊605戸、一部損壊743戸となっております。そのほかの宅地等に大きな亀裂が入ったり擁壁、のり面などの崩壊なども多数見受けられるのが現状でございます。住居、家はそこを起点に仕事に出かけたり、学校や保育所などに行ったり、また家族団欒の場、安らぎの場であったりと町民が生活を営んでいく上での最も大切な場所であり基盤であるところのように思っております。

今では被災者生活支援制度が国の制度としてつくられて、被災者に対しましてある程度の支援がされるようになっておりますが、阪神淡路大震災以前は震災等被災者への直接給付や公的支援は個人資産に貢献するものなどということで歴代政権がかたくなに拒否を続けてきたものでありました。1995年1月17日の阪神淡路大震災を経験して被災者の生活の基盤をしっかりと回復、再建することはただ個々の世帯の再建が進むということにとどまらず、震災で失われる経済的基盤や経済活動をも回復させる点で大変重要であるということが認識をされまして1998年、平成10年5月に被災者生活再建支援法が成立をしたのであります。それ以来、この法律は改正が何度か続けられ、現在のような形になっているのであります。

以上のような点を踏まえまして、住居、家は町民が生活を営む上での最も大切な基盤であり、これらに対する支援は極めて重要であると考えるものであります。まずこの最新の家屋等の被災状況、また町内における宅地の地割れ、あるいは擁壁、のり面等の崩壊の状況などどのように把握をされているかお伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） それでは、今野議員のご質問にお答えいたします。家屋に関する罹災・被災件数でございますけれども、資料で6月6日現在で議員お話のとおりそれだけの件数ございました。最新の6月15日段階でございますけれども、全壊が181戸、大規模半壊が262戸、半壊が695戸、一部損壊が863戸という状況でございます。

議員お話の宅地の関係でございますけれども、これらにつきましてはこういった調査について含まれておりません。ですので、宅地の地割れ、擁壁、のり面等の被災については、これは現在データとしては集約されていない状況でございます。そういったことで、住民の方々からそういったご相談があった場合には、さまざまなケースにつきまして関係機関への紹介など幅広く取り組んでいるという状況でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 最新のデータということでもいただきまして、ただ、宅地の地割れ等、このところのデータがないということでもあります。当然、この間罹災証明の申請がされておりますので、少なくとも1,800件を超える世帯についてはそれぞれ職員等が訪問をして罹災状況について把握をしているのだろう。そういう点からいきますとこうした宅地における地割れやのり面等、擁壁等の崩壊というものについても掌握できる内容だったのではないかというふうに私は思います。宅地、建物の被災というだけにとどまらず、擁壁が崩れて家屋に迫ったりとか、あるいはのり面が崩壊して地割れが発生して家屋が危険な状態になるということとは多々考えられることでありまして、そうしたものも掌握して今回の地震被災に対する支援策というものを私は考えるべきではないかというふうに思うのですが、これらの点についての掌握、今後ともされる考えはないのかどうか、その辺も含めてもう一度この点についてお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 調査が非常にそういった意味では2,000件に迫る申請がございまして、個々の状況をそれぞれ調査したときに調査員が把握はしていると思いますけれども、それを集約しているというデータがないというお話を申し上げました。そのほかに、例えば住家による税の減免申請というものが出されておりました、それに基づきますと14件ほどのそういう申請があるという数値は押さえてはおります。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 今地盤の関係では14件ぐらいが税の関係で申請されていると公いうことでありますが、ぜひまだまだ多く私はあるのではないかと思います。行政にいつでも何の

手も打ってもらえないだろうとそういうことであきらめてしまっているということがあるのではないかというふうに思っております。そういう点では積極的に支援を講じるということを行行政が表明すれば、これは被災者支援法と同じようにまず申請してみようということで私は町民の皆さん、住民の皆さん、役場に来るのではないかというふうに思うんです。そうすることによってより正確な被災状況というものが把握をできていくのではないかと思います。何の手立てもしないということになれば、皆さんは何もないのだろうとあきらめてしまうということ、なかなか数も集約できないのかなというふうに思います。残念ながら2,000件近い世帯を歩いてこうしたデータについて十分に掌握できていないということについては、これはこういう被災を受けた時点でどういう指示を調査する皆さん方に出すのかということも私は非常に大きく関連しているのだと思うんです。せっかく訪問するわけですから、そのオタクがただ単に全壊だったりあるいは大規模半壊だったり半壊だとかこういったような判断をしてくるだけではなく、そのお宅がどういう被災に遭っているのかという点をもう少し細かく掌握して、それを役場としてデータ化していく、それが私は役場の皆さんの仕事ではないかと思うんです。そういう点では非常に残念な結果だと、もう少し丁寧な行政としての実務としてのデータの取りまとめをされるべきだったのではないかというふうに今思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） そういった意味で、若干言いわけになってしまうのかもしれませんが、我々としては土日も含めて3階の大会議室に相談窓口を置いております。そういった宅地の崩壊等も含めてさまざまな相談をそこでいただいて、的確な現段階でできるアドバイスはしているつもりでございます。電話なり照会あった場合にはそういった窓口がありますのでご相談に応じますということで、うちの職員も土曜日曜休まずに、交代では休んでおりますが、窓口としてはあけておりますのでそういったところで我々としては対応しているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 役場の皆さんが頑張っていないとは決して言いません。私も頑張っているというふうには思っております。そこで、先ほども申し上げましたけれども、こうした被災者を支援をするということは個々の生活が回復するというだけではなく、経済的な意味でも非常に大事な意味合いを持つんだというふうに私は思っております。そういう流れの中で、国の方としても被災者生活支援再建制度というものをつくったという流れになっているわけ

です。それで、被災者生活再建支援制度では全壊世帯で、例えばうちを補修して住み続けられるようにするという場合には最高で全壊世帯で200万円まで支援を受けられる。また、大規模半壊では150万円まで、これは補修の場合受けられるというふうになってくるわけですが、半壊以下の世帯、半壊で使えるとすれば住宅応急修理制度、これで500万円以下の所得の場合に52万円の支援措置があるというふうになっておりますけれども、そうした支援措置を受けられない500万円の所得を超える半壊世帯、あるいは半壊にならなかったそういう世帯というのはこの生活再建支援制度の中からは漏れてしまうわけでございます。私はこうした、言ってみれば半壊未満の被災状況、こういうほとんど支援措置のない世帯に対して独自の支援策を考えるべきではないのか、このように今考えているわけであります。同時に、先ほど来申しておりますように、それらと関連して宅地の亀裂等、あるいは沈降、のり面、擁壁等の崩壊、こういうものについても町としても支援策を講じていくべきなのではないかとこのように考えているわけでありますが、町としては今後そうした対策をとっていく考えはないのかどうか。どのように考えておられるかお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君）　ここでお知らせをいたします。高橋利典、議席に戻っております。

それでは、答弁を求めます。西村副町長。

○副町長（西村晃一君）　再建支援制度に関してございますけれども、この中で全壊、大規模半壊等々ございますが、半壊の方の中でもそういった罹災証明を受けて住宅の敷地に甚大な被害を生じているということで、このままの状態では非常に危険だ、修理を行うには高額な費用がかかるということで、やむを得ず住宅の解体を行う場合には本制度上全壊扱いということで支援金の支給が行われるということもございます。また、本制度以外に議員もお話のように応急処理制度もございます。そういったことで一定の修理が半壊以上の方ができるという場合もございますが、一部損壊について町の方からそういった支援制度が行う考えがあるのかというご質問につきましては、本町といたしましては住宅の損害程度が半壊以上の世帯に対して見舞金の支給ということで支援を行ってまいりました。ですので、半壊というと文字面から見ると半分以上の損害というふうに一般的には思われてしまいますけれども、損壊レベルが20%を超えた場合半壊ということもございますので、いわば20%を下回る一部損壊、その世帯までどうかというお話でございますが、そこまで範囲を拡大して支援を行うことに関しては町の財政上は非常に難しいものというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井公一君）　今野議員。

○16番（今野　章君）　今お話あったように、半壊でも支援が受けられるケースもある。受けら

れないケースもあるとこういうことだと思います。ですから、私はそういう半壊も含めて受けられないケースも含めて一部損壊の住宅に支援制度をとこのように申し上げているわけです。全壊世帯、大規模半壊世帯、半壊世帯ということで、これは町の方で見舞金も出しますと今お話にありました。これはそれぞれ住宅を修理する、補修するということで義援金等町で配分を決めましたけれども、これを全部あわせて計算すると松島町の場合は全壊世帯で307万円、大規模半壊世帯の場合で234万円、半壊世帯で77万円、応急住宅整理制度プラス義援金等配分金を合わせて77万円とこういう金額になるわけです。しかし、いわゆる住宅の損壊の程度20%以下という一部損壊等については何の支援もないとこういうことになっているわけでありまして。ただいまお聞きしましたように、一部損壊は863件にもなっているという状況でございます。

一部損壊といいましてもいろいろなケースがあるかとは私も思います。私のうちも今度の地震でクロスにひびが入っているとこういうことも確かにございます。それで支援を出せなのかということにも私はなるかとは思いますが、それは程度の問題だというふうには思っております。ですから、この程度、どこで境目をつけるかということもあるかというふうに思っているわけでありまして、例えば何の支援措置もない一部損壊等の住宅に対して二本松市では支援をしますということにしているんです。どういう中身かといいますと、助成の対象者は市内に住民登録をしていること、宅地の所有者であること、市税を滞納していないこと、助成対象の住宅については東北地方太平洋沖地震で被災した住宅であること、被災日に自己の居住に供していること、三つ目が住宅の建築にかかる関係法令に適合している住宅とこういう条件であります。助成の金額につきましては補修にかかる費用の10%ということであります。限度額は20万円となるとこういうことで助成をするというふうに決めているわけです。

ですから、こういう決め方でも私は一部損壊の家屋に対する助成が可能なのではないかとこのように思っています。本来、こうした支援制度というのはもっと国の支援制度が充実をされて、こうした一部損壊というところまで面倒が見てもらえるようになればそれはそれで最もいいわけでありまして、残念ながら現状こういう状況でございまして、まだ国の方の制度がそこまで充実していない。ならば、どうするかということになればそこは地方の自治体が面倒を見ていくという姿勢も大事なのではないかというふうに思うのでありまして、この点につきましては私、この間もずっと地元経済の活性化のために住宅リフォーム制度をぜひやっていただきたいということもお話をさせていただきました。今年度あたり実現をさ

せたいのだろうと、するのだろうとこのように思っていたところ、今回の東日本大震災ということになりました。住宅リフォーム制度をやれとは言いませんけれども、被災した住宅の皆さん方がそうした行政の支援を受けられるように当然すべきだろうというふうに思います。被災した家屋にそうした支援をする考えが本当にこういう形でも、考え方はいろいろあると思うんです、私は。二本松市の場合は10%、工事費用の10%だという考え方でやっています。私は例えば工事費用20万円以上かかるのであればそこに5万円でも10万円でも一律に支給しますでもいいと思っています。いずれにしても行政が温かい行政として進んでいるんだということも皆さんに知っていただく上でもそうした支援措置を講じるべきではないかと思うんですが、もう一度その支援の考えはないかということについてお伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） おっしゃる趣旨といたしますか、そのところは私どもの方でもそれを踏まえていろいろ考えているわけなんです、例としてお出しになされました二本松市の例、それらに類する方策、またあと部分的に部位を限ってそこでというようなこともいろいろ案としては出ましたが、何せ今回の震災、松島町においては今野議員のお宅もそうでしょうし私の自宅もそうですけれども、被災していない住宅はないというふうに思っているわけです。そうすると、規模の多さといいますか件数の多さ、今たまたま一部損壊が800何件ということですけども、実際にそういった制度になればすべての方々が出されるのではないかとと思われるぐらいに被害があるわけで、そういう中では選択的にやらざるを得ないという状況をご理解いただきたいというふうに思っております。

国の方でも一部損壊に対しての考え方とかなんとか出てくれば、それで我々の対応も可能なのですが、今のところありませんので、当面今の支援体制でやらざるを得ない点、ご理解いただきたいというふうに思っております。また、先ほどちょっと答弁漏れましたけれども、宅地に対する支援制度、これも私どもの方でも理解といいますか認識しておきまして、何とかならないものかというふうに思いますが、こちらの方の修復費用というふうになりますと家屋以上のものが発生してきたりなどしますので、それに対して例えば5万円、10万円のお金というのは余り意味がないのではないかとというふうに思いまして、これも国の対応をお願いすべく、これは塩釜地区の行政連絡協議会とか二市三町、宮黒の中でもいろいろな形をもって要望を出しております、宅地についても考えてくれということで。今回出るかどうかわかりませんが、私は国の方で宅地に対して何らかの支援、すべてというわけではないでし

ょうけれども、何らかの支援が出るべきだというふうには思っています。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） ただいま次に質問をしようと思っていた宅地の問題、答えていただきました。本当に擁壁、のり面が崩壊するということになりますと大変なお金をかけて修復をしなければならない、こういうことになるかと思います。なかなかそのまま住み続けること自体難しいというケースだって出てくる場合があるわけです。特に仙台などでもこういった問題が今大きな問題になってきておりまして、国の方でも話題になってきているのかなというふうには思っております。ぜひ、国の方に対してもこうした宅地等の被害、こういうものに対してもそうした支援ができるように本当に町としても求めていただきたいというふうに思います。

ただ、生活再建線制度などもそうだったはずなのでありますが、阪神淡路大震災を受けてこの制度ができたんです。ところが、これは阪神淡路大震災の被災者に遡及した措置にはたしかならなかったはずなんです。ですから、今度もそういう宅地が崩壊した、制度はできた、けれども東日本大震災には遡及して適用させるというふうにはならないということも考えられるわけです。ですから、この点については、ぜひ制度をつくっていただいてそういう今回の震災についても遡及して適用されるようにということも含めて国に求めていただきたい、このように思います。このことは質問ではなくお願いにしておきたいと思います。

次に移りますけれども、3点目であります、これも先日の臨時議会でお話をさせていただきましたけれども、5月12日の参院財政金融委員会で日本共産党の大門実紀史議員が半壊未済の被災住宅に対する補修費用に対し、自治体が国の社会資本整備総合交付金を活用して助成することは可能かとただしているわけでありましたが、それに対しまして国土交通省の井上俊之審議官は可能だとこのように答えているわけでありまして、自治体が住宅補修制度を設けた場合、国の社会資本整備総合交付金、これは助成費用の約半分、45%ぐらいですか、それぐらいの交付税措置がされるところという内容になるかと思うのでありますが、こうした活用ができるわけでありまして、この交付金を活用した被災者の支援、こういうものを考えるということとはできないのかどうか。これはただ単に私は個人の住宅の支援というだけにとどまらない、店舗等の支援にも通じる内容になっているのではないかというふうに思いますので、全体として個人住宅、店舗等の再建などにも貢献できる制度がつくれるのではないかと、こう思いますけれども、当局としてこの社会資本整備総合交付金の活用をどのように考えられるかお伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） ただいまの議員の方からのご提案の住宅補修助成制度に社会資本整備総合交付金が使えないのかというようなご質問だったかと思いますが、これにつきましては県の社会資本整備総合交付金事業で効果促進事業として制度の調整を行う必要があるということでございまして、現に確認いたしましたところ、基幹事業費というのがそれぞれの市町村にございますが、その事業費が松島町がそれほど多くない、事業費的に少ないという状況でございまして、住宅補修助成制度を行う費用を配分ということは非常に難しいということでございました。したがって、そういった補助制度もございませんので、繰り返してしまいますけれども、松島町として早急に取り組むべきことは半壊以上の被災を受けた住宅に対してまずは重点的に復旧復興を図るということで、応急修理制度とかさきに承認をいただいた復興支援定住促進事業、こういったところに我々としても今回力を入れたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

住宅リフォーム制度のご提案をいただき、本来であれば6月補正で我々としてもご提案を申し上げるべく準備を進めていたところでございましたが、議員もお話のとおり、大震災の影響を受けまして一切それがリセット状態になりましてこういう経済状態になりましたので、その点につきましての事業の展開というのは困難ではないかというふうに思っております。被害の大きい方々にまずは重点的に我々としては支援をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） わかりました、といいますか、この社会資本整備総合交付金、これについては非常に国土交通省としては使い勝手のいい交付金なんだということも大分宣伝をして22年度から導入がされたと、こういう制度になっているわけです。ですから、県の方に聞いたら配分が難しいのだということで終わっていいのか。私はそういうむしろふうに言いたいです。国の方としても、そういう制度をつくったばかりですし、当然予算の規模の問題も含めてあるのしょうからお答えとしてそう出てくるのはわからないわけでは、私もないんですけれども、ここに町長として熱意を持って松島町の計画なり考え方なりというものを示していくということが大事なのではないか。基本的にはこの交付金そのものはそういう町の政策的な考え方、それを全体として後押しをするんだという考え方に立っているわけでしょう。そうだとすれば、私はもっとあきらめるのではなくもっと熱意を持って交渉なり何なりを、折衝なりをすべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 国の社会資本整備総合交付金なのですが、国が何と言うかわかりませんが、実態は今までの補助金を、ご存知なのでしょうけれども、名前をかえただけというのがほとんどニアリー・イコールな答えなわけなんです。国がこれは使い勝手がいいですというふうに言っているのは、確かに前の補助金に比べれば使い勝手はややよくなっているとはおりますけれども、それをもって自由に我々末端の自治体が自由に絵を書けるようなたぐいのものではないので、これは国会議員の先生方にもう少し頑張っていただくのがいいのではないかとこのように思うわけですが、私ども松島町としては、これも若干使い勝手がよくなっていますので、こういったものも使っていきながら長期総合計画の中での実施の計画の整備とか今回新たにつくっていきます復興計画の事業とかそういったものをしていきたいというふうに思っております。なお、我々自治体としてちょっと期待しているのは、これまでですとこういったものしかなかったわけですが、災害関係でいろいろな助成制度ができたり新たな枠組みを国の方でも考えているようでございますので、それをうまく活用しながら進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 1問目は以上のようなところで。

○議長（櫻井公一君） 2問目につきましては午後からをお願いします。

それでは、今野議員の一般質問継続中ではありますが、2問目につきましては午後からということにします。

それでは、ここで昼食休憩に入ります。再開を13時といたします。

午前11時58分 休 憩

---

午後 1時00分 再 開

○議長（櫻井公一君） 一般質問を続けます。

16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） それでは、午前中に引き続きまして2問目の放射線量の正確な情報提供をということにつきまして質問をさせていただきたいと思います。

東京電力福島第一原発の1号機、2号機、3号機から空中に放出をされました放射性物質、この広範な飛散、これは原子力安全保安院の資料によりますと37京ベクレル、こういう京という兆の上の単位に達するような放射性物質が放出をされ飛散をした、こういうふうになっ

ております。これによって福島地方のセシウムの汚染というものは平米当たり55万5,000から148万ベクレルの汚染地域が70万平方メートルある。さらに148万ベクレル以上の汚染地域は60万平方メートルもあるとこういうことで、チェルノブイリ原発事故に匹敵する土壌の汚染がされたということになるのだそうであります。しかし、6月6日にこのことにつきまして原子力安全保安院がヨウ素131とセシウム137の量をヨウ素131で換算をすると約77万テラベクレルとなったとこういうふうに発表しているんです。テラベクレルということで、これは換算すれば多分77京ベクレルということになるのかなと思います。実際、当初言っていた放射性物質の飛散は当初考えていた以上の、倍以上の放射性物質が放出をされたということになるかと思います。平米当たりの当然汚染濃度も、また汚染された地域もさらに広範囲になったのだらうというふうに推測ができるのではないかと考えております。現在も原子炉が冷温停止状態に至っているわけではありません。事故終息に向けました工程表の見直しがこの間されるなど、原発事故の終息の見通しが立たず、3月12日以後の水素爆発のような劇的な放射性物質の放出は今後ないかもしれませんが、圧力容器が破壊をされ、メルトダウンをして、さらにはメルトスルーしている可能性も否定をされておられません。高濃度の汚染水が大量に発生し、本来放射性物質を外部に出さないためのあの頑丈な建屋もテレビの映像から見ますと本当に哀れなほどに破壊をされている、こういう状況であります。放射性物質は放出され続けているというのが現状だとこのように思います。

まだまだこれから何が起こるかわからない、困難な状況だというふうに思います。5月31日には骨に蓄積をするストロンチウム90、これは骨にくっつけばがんになるようなことになるわけでありましたが、これが大熊町で検出をされたということでもあります。この放射性物質の半減期が約29年、セシウム137の半減期は約30年とこういうことで、ヨウ素131、こういうものは8日程度ということですから飛散してからも3カ月ということで、相当減衰をしているということになるわけでありましたが、ストロンチウムやセシウムは半減期が30年とこういうことで、私たちはこれから30年以上にもわたってこうした放射性物質と向き合っていかなければならないという大変な事態を迎えているわけであります。

放射線の人体に与える影響や被曝の危険については先ほどもいろいろと議論がされておりました。その点についてはさまざまな見解があったりして見解が分かれるということにも学者によってはあるのだというふうに思います。執行部の方から先日いただきました放射能汚染に関する基礎組組織というこういう資料をいただきました。私もインターネットでちょっと調べてみましたら、日本産婦人学会学会研修委員会、平成23年4月6日付で改訂版、27日で

改訂版が出されて、ほぼ同じ中身です。ですから、多分この中身でいろいろなところを使っているのだろうというふうに推測をいたしますけれども、これも見せていただきました。この中に放射能汚染というものについての影響について書かれているわけです。放射能についてはその被曝をすることによって急性障害とバンパツ障害ということでの二つの障害のあらわれ方があるのだということがここには書かれているわけでありまして、さらには、その放射能の影響というものについてどう見たり考えたりするのかということについても、大きく二つに分けて書いてあります。確率的影響と確定的影響というこの二つに分けて書いてありまして、一つは確率的影響ということで放射線の量がふえればふえるほどそれに比例して放射線障害、こういうものもふえていくのだという考え方に立ったものであります。もう一つは確定的影響ということで、一定程度のレベルに達するまではほとんどそうした障害等はあらわれないのだけれども、その一定の基準を超えるとそこから大幅に障害等が増加していく、いってみればそういう考え方に立った見方でありまして。

私はどちらがいいということはなかなか言えないというふうに思っておりますが、先ほど町長もお話をされておりました国際放射線防護委員会、ICRP、ここではどちらかというと確率的影響という立場に立った考え方をとっているようであります。ということになりますと、これは放射線を浴びれば浴びるほど放射線の影響を受ける障害、がんの発症率、こういうものがふえていくのだという考え方ではないかというふうに思います。その意味でいうならば、100ミリシーベルト以下ならば安全だという認識というのはどこにも成り立たないというふうに私は理解をしておくべきなのだろう。ですから、子供たちの放射線の影響について20ミリシーベルトでは高過ぎるのではないかといたら文科省はすぐに1ミリまで下げていくというこういうことにもつながっているのかな。そういう意味で放射線に対する厳然としたといいますかはっきりとした基準はない。浴びなくて済むならば浴びない方がいいというのがこの放射線だと思います。

残念ながらこの福島原発が水素爆発をして劇的な放射性物質を排出をしてばらまいた。これをとめるすべはほとんどないです。ばらまかれてしまえばとめるすべはほとんどない、ということだと思います。本当に手の打ちようがない。今はとにかくさらなる放射性物質の放出を抑える、あるいは蓄積を抑える、そのための努力をする以外にないというのが現状だと思います。そのためにあそこで働いている皆さん方は250ミリシーベルトという基準、大変な基準だと思います。まさに死を覚悟した私は作業をなさっている、というふうに思います。そういう原子炉を冷温停止状態というふうに言うそうですがけれども、そこまでもってい

くための努力がされているということだと思います。長々とお話をさせていただきましたけれども、本当に放射線、放射能の恐ろしさというものを私たちは改めて実感をさせていただけたし、この原発の問題について本当に真剣に考えていかなければならないということの思いを強くしているわけでございます。

今お話ししましたように、放射線、子供たちを持つ親も含めて非常にこの問題は心配をされている方がおられます。先ほど質問にございましたように、私もこの5月20日の臨時会で放射線の線量測定器の購入を決めましたけれども、いつ購入されることになるのかという質問をさせていただいておりました。遅くとも来週中には……、早くてもですか。ちょっと早くても遅くともではかなり違いますね。早くても来週中には……、早くてという答弁で、物がなくてなかなか大変だということだとは思いますが、これはいつという確定がされないのはなぜなのか。物が無いというのも確かにわかるんですが、予算が可決をされて多分すぐに発注をされたのだらうというふうに思いますので、大体めどがついているのではないかなというふうな私は気がするんです。こちら側のせっつき方というか早くしろというそういう姿勢、私たちとしては一刻も早く測定をしたいということの姿勢が大事だったりするのかというふうな思いがするんです。テレビを見ているとあちらでもこちらでも測定をしているというニュースが流れているわけです。松島はなぜまだできないのかと、こういう思いになるわけなので、まずその辺、なぜ早くても来週中なのか。もう一回ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） それでは、測定器の導入の経緯について若干私の方から説明させていただきたいと思います。

まず、当初町の方では放射能測定器といえばドイツ、これは世界トップ水準の国でございまして、ドイツのステップ社製を購入したいという考えを強く持ちました。しかしながら、卸元を経由してメーカーの方を確認すると、1カ月限定、最大で30台、しかも3カ月待ちという状況が一向にかわりませんで、それではますます町の測定ができないということで、その次に今度はアメリカ製ということでいろいろなメーカーさんを確認させていただきまして、アメリカ製の方であればこういう時期に納入できるというメーカーの回答があるという情報を得ましたので、それでうちの方では決定させていただいた。早ければ来週ということにつきましては、輸入元の回答をそのまま議会の皆様の方にも素直にお知らせをしているということで、そういう回答を得ていますのでそれをまずは私の方も確認をしながら取り組んでいきたいというふうに思っています。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） できるだけ早く納入をしていただくように、さらに努力もしていただきたいと思うんですが、大体どういう機器なのかとわかっているかと思うんですが、機器が納入された、例えばあした納入されたといった場合にあしたから町内の測定が可能になるのかどうか。職員の皆さん、だれが測定をすることになるのかわかりませんが、機器の扱い等について一定の研修を受けないとできないのかも含めてその辺、もう少し納入後の体制についてどういうふうになっているのか。これは2番目で測定場所についてはどうかと、測定するのは空中線量だけなのかというような質問をさせていただいているのですが、その辺も含めてお答えをいただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） まず納入を予定しているこのアメリカ製のものなんですけれども、重さは1.6キログラムということで若干、報道等で見ている手で持って歩くものより若干重いかなというふうには思います。長さが大体21センチメートルぐらいということで、片手で持てるものであるということです。まずは調査につきましては納入がしましたら即我々総務の方で、環境防災班の方で取り扱いをメーカーの方から受けまして即実施をしていきたいというふうに思います。どれだけの値が出、どういう内容のものなのかというものを熟知するためにも環境防災班全員でこの取り扱い説明を受けたいというふうに思います。

場所につきましては、松島町役場を起点といたしまして調査を開始してみたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 場所の問題ですが、今のお話ですと1カ所、役場を起点にということなんです、言ってみれば幼児だとか児童生徒とか若い人たちがまず入る、先ほどは観光客の話も出ていましたけれども、そういう若い方々、放射線の影響を受けやすい皆さん方、女性の方も含めてがより多く集まる場所、生活する場所、そういうところを測定場所に当然加えていくということが私は必要だと思います。機械が納入されたらどこで測定をきちんとしていくのかという計画がつけられていなければいけないのではないかとこのように思うんですが、現時点でまだそういう計画はつくっていないということなのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 測定の場所につきましては今いる今野議員さんが

おっしゃってるのは災害弱者と言われる方々の場所を考えるべきではないのかということですが、まずは私たちがその機器の取り扱い、これになれていかなければならないということと、それから人によって測定にばらつきがあるのではうまくないということもありますので、そういう意味で、まず松島町役場を拠点として実施をさせていただき、それについてもホームページ等には載せていきたいというふうには思っております。その辺の流れを見まして、宮城県からも機器をいただくことにはなっていますのでそういう経験をもとにして小学校、そういったところについても進めていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） それはそういうふうにぜひ進めてほしいと思うんですが、今の段階でも来週中にも来る、早ければ。ですから、どういう測定をしていくのかということは当然私は考えられていてしかるべきではないか。例えば通常今国の方で明らかにしているのは地上から1.5メートルとか1メートルの高さではかったものを測定値として出しているでしょう。よその自治体独自でやっている、例えば仙台市だとかこういうところは子供の目線にも合わせますということで地上高50センチメートルぐらいのところで測定したりもしています、こういうことがありますね。それからただ単に空中であればいいというのではなく、定点即手するのであればどの方向ではかるのかということもあると思います。下に、地面に向けてはかるということだってあり得ると思うんです。それによって放射線の濃度の違いというのは当然出てくると思いますので、そういう計画をそれぞれの地点においてどうはかるのかという計画をつくっておくことが私は即対応することになれば大事なのではないかというふうに思うんです。ですから、そういう計画、場所も含めてはかり方の計画も含めてその機器の情報を入手すればつくれるわけです。ぜひ、そういうものをつくって本当についたらすぐに対応できるというふうにさせていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 空気中の測定につきましては高さ1メートルというのは宮城県の方からもアドバイスはいただいておりますので、それで測定していきたいというふうに思っています。それから方向なんですけれども、基本的には風向きが一番反映が出てくるのかなとは思いますが、まずは南向きというものを設定していきながら調査をしていきたいというふうに思います。また、今議員さんからご指摘いただいた内容につきましてはどのような方法で調査をしているのかということもきちんと情報発信をしていき

たいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 1メートルの高さということなんですが、放射線の恐ろしいところは外部被曝というよりは内部被曝に起因する方が恐ろしいわけです。吸い込みによって放射性物質を体内に取り入れてしまう、そうしますと体から抜け出るとことはなかなか難しくなっていくますから、体内にのこる間じゅうずっとその場所で放射線を出し続ける。そのことによってがんなり何なりが発症していくということにつながるわけで、子供たちが校庭や何かを走り回ったといった場合にこれは放射性物質が舞い上がってこれを吸い込むという可能性が否定できないわけです。ですから、先ほど1メートルという答えでしたけれども、本当に1メートルでいいのかということもあると思います。私はそういう意味では仙台市でたしか50センチメートルというふうに設定したという考え方もうなずけるんです。そういうことも含めて、ぜひ子供たちも安全に過ごせる環境、これをぜひつくっていただきたいと思いますので、もう一度その辺の検討をなさるのかどうかということをお伺いをしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） ただいまの議員さんのご指摘の調査の範囲というかとらえ方、これらにつきましてはメーカーの意見だけに限らず宮城県、そして必要であれば東北大学とかそういったところからもご指導いただきながら、どういった形でこういった機種については測定すべきなのかというものも指導を仰ぎながら時間をかけずに取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） ぜひ私はできるだけきめ細かく、そして町内の箇所づけにおいてもきめ細かくやっていただきたいということはまず申し上げておきたいと思うんです。特に幼稚園、保育所幼稚園、小学校、中学校、プラス地点としていうとすればそれぞれ地区の集会所を中心に、あるいは公園こういったところで測定しながらやるということも大事なのかなということで、測定ポイントもぜひふやしていただいて、計画もつくってやっていただきたいというふうに思います。

それから、そうやってはかった情報の公開の仕方、先ほども答弁ございました。なんですか、携帯を使ったといったんですか。そういうお話もありました。全町民に知らせるというのはなかなか難しい課題だというふうに思っているんですが、インターネットという話がず

っと出てくるんです。私もインターネットは便利だと思ってよく使っているわけなんですが、必ずしもまだまだこのインターネットが町内で普及しているのかということになれば、決してそうでもないという状況があるのではないかというふうに思っています。ですから、情報公開がどのように進められるのか、これは非常に大事なポイントです。小学校、中学校では警察署と一緒に何かありましたね、メール、ありましたね。メール送信する機能がありましたけれども、例えばそういうものに登録すれば携帯はできますとか、あとはさっきファクスという話もありましたけれども、そういうものも登録すれば送って差し上げますというふうになるのか。その辺、防災無線で毎日言うというのも大変でしょうから、それはどんなふうに考えているのか。多くの住民の皆さん、特にそれを知りたいと思っている方々にどう届けられるのかという考え方をどういうふうに持っているのか、その辺についてお伺いをしたい。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、基本的に毎日の更新できるものということであれば、メディアとしては議員今お話ございましたけれども、ホームページを見ている人がどのぐらいいるのかというようなことかと思えますけれども、ホームページにより、今でも実は町のホームページで福島原発の影響というところを見ていただけますと県のホームページとリンクしておりまして、県の方ではかつているものがホームページ上で見られるということになっています。それから携帯というお話でございました。これは携帯電話でインターネットでアクセスしますと町のホームページの簡略化されたものが見られるという状況になっています。最近、若い人の間ではパソコンでインターネットを検索するよりも携帯電話で検索しているということが多くなってきておりますので、それでも情報発信はできるのかなと思っております。ただ、そういった機器類が不得手な方々もいっぱいいらっしゃると思いますので、その方々向けにはやはり町の広報誌を通じてこれはお知らせしていきたい。あるいはそういった電話なりで町役場の方にご照会いただければそれは電話でお答えするというふうな体制で考えていきたいというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 広報ということになりますと多分月に1回ですよ。そのほか1週間に1回程度、例えば行政委員さんを通じてそういうお知らせをするということになるのか。その辺、どうなんでしょう。私はよその自治体でこういう情報公開をどんなふうにしているのかというのはよくわからないんですが、その辺についてはどうなのでしょう。皆さん、執

行部としてそういう公開の仕方、他の自治体でこんなふうに公開をしているという実例などについては調べた経緯はないのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 基本的に、県もそうでございますけれども、リアルタイムで更新される一番最適なメディアということであればホームページかなというふうに思っておりますし、毎日のようにデータが非常に高い数値が出たり低い数値が出たりと危険の度合いが差し迫ってるいということであれば防災無線を使ってとかいう事態も起こり得る可能性はあるかとは思いますが、現状の状況を見ますと非常に低レベルで、県の方ではかつての先ほどのさまざまな食品関係でも放射能が検出されていない「無検出」というものが多い状況でございますので、当面はそういった方法で広報していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 情報公開、なかなか難しいとは思いますが、そういう情報にアクセスしにくい皆さんというのも、特に松島は高齢者だからというわけではないんですが、高齢になればなるほどそういうものになれていないという方も多いかと思います。しかし、孫や何かがいてそういうものが気になるとこういう人たちもたくさんいるとは思いますが、ぜひ、そういう方のところまで情報がある程度届くという仕組みを、私もどうしたらいいのかわからないという面がありますけれども、考えてほしい。結局は人的な力に頼らざるを得ない、そういう意味ではさきにも言いましたけれども1週間に1回でもいいからそういうチラシなり何なりをつくって配布する、あるいは集会所ごとに掲示をしていくということもあるのか。そういうことを防災無線で1週間に1回はそれぞれ集会所なり何なりに張り出しをしますとかそういう手立てもあるのかなと思うんですが、ぜひこうしろとは言いませんけれども、十分に町内に住んでいる皆さんにもこの情報が行き渡るようにしてほしいというふうに思っています。何よりも私はそういう意味では住民の皆さんにその情報が届くということが大事だと思います。観光客ということもありますけれども、住民にも届くようにということをお願いをしてこの問題については終わりにしたいと思います。この放射線、本当に大変な事態だということで、1日も早く福島原発の原子炉が冷温停止状態になる、そして放射性物質の飛散が抑えられるということ願ひまして質問を終わらせていただきます。終わります。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員の一般質問が終わりました。

一般質問を続けます。次に、15番菅野良雄議員。

〔15番 菅野良雄君 登壇〕

○15番（菅野良雄君） 15番菅野です。今回の大震災、大変多くの方々が亡くなりました。3カ月たって、今でも多くの方々が行方不明になって、さらには避難所で大変不便な生活をなさっている方がおります。私たちはこの教訓をしっかりと生かしていかなければならないという思いでおります。

それでは、通告しております1問目の質問をいたします。

松島町商工業災害再建資金貸付条例の再提案の考えについてということであります。5月18日の臨時議会に松島町商工業災害再建資金貸付条例の制定する議案が提案され、賛成少数で否決となりました。条例の目的は3月11日に発生した東日本大震災により被災を受けた商工業者に対し一定の条件をつけて100万円を限度として貸し付けする条例でありました。条件はありましたが、私は評価のできる議案であったと思っております。しかし、議会は合議体でありますから多数決の原則に従うことになっておりますので、否決された事実は認めますが、個人的には正直に正しい判断をしたと思っております。この大災害で被災して生活資金や復興資金、回収資金等々、いろいろな形でお金を必要とした商工業者がいたとは思っております。その方々にはありがたい条例であったのだらうと思っております。5月18日の時点では国や県にこのような制度はなく、松島町独自の条例として評価すべきだった条例と思っております。6月13日の議会で災害弔慰金の支給などに関する条例の一部改正の議案が可決されました。この改正は被災された方々が災害援護資金貸付金を借りやすく返済しやすくする改正でありまして、早く再建復興するために幾らでもお金を必要とする方々がいるはずですから、資金の援助を受けられる制度は多いほどいいと思っております。そのためには松島町商工業災害再建資金貸付条例もいい条例だと思っております。きのうの質問に対し、再提案をするという考えでおるようでありますから、今度は議会の皆さんに賛同できる形で再提案という形でしていただければいいのではないかという思いであります。答弁は要りません。

それでは、2問目ですが、10年前の提言をどう進めてきたのかということについて伺います。平成13年5月、当時私は総務財政常任委員会に所属しておりまして、静岡県清水町、今は多分合併して清水市になっていると思いますが、視察研修をしました。その目的は、当時東海地震強化地域に指定されたのを受けて防災対策が非常に進んでいる町で、地震災害などにかかる防災対策の取り組みと消防緊急情報指令システムの運用状況について視察研修したのであります。当時の清水町の人口は3万1,000人でした。地震やその他の災害に備え各自治会に自主防災会を組織して防災会ごとに被害防止や減災目的のために標準数量資機材として43

品目を準備しているような町でありました。行政側としても米、水、寝具など常備しており、多くのことで参考になった視察でありました。宮城県地震が予測されていたこともありまして、本町として参考になった５点について質問し、指摘して提言したつもりだったのですが、今回の大震災の被災に私の質問は全く生かされていなかったように感じております。

そこで伺いますが、２問目の１点目、食料の備蓄体制について伺いますが、清水町は災害時の食糧備蓄としてアルファ米５,５００人分を３日分備えておりました。当時、本町の地域防災計画では主食の調達可能数量は５,３００キログラムだということで、その調達先としてＪＡ仙台松島支店、有限会社浅野商店、株式会社鈴憲さん、島田商店さんなどと示されておりました。しかし、視察で参考になったことは大災害時の被害は広範囲に及ぶと想定して備えていることでありました。本町の防災計画は被災地域を比較的狭い範囲の計画でありますので、清水町のように広範囲に考えて備える必要があるのではないかという思いで質問したわけであります。

答弁では、本町も３日分を想定しながら町内の供給者や宮城ヤカタの協定の中で取り組んでいる。しかし、大災害時は提供しようとしてもだめになることも想定し、広域的な協力、協定をする方向で進めるというふうに答弁されている。

そこで、伺いますが、通告が余り細かいところまで通告していなかったものですからわからなければ答えなくても結構ですけれども、わかる分はしっかりとお答えください。今回の大震災時に町が調達可能と示していた食料米５,３００キログラムは調達できましたか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 細部に至ります前に、私の方から総括的なことで若干お話しさせていただきたいと思っております。前回、菅野議員の質問、それに対する町の答弁については私も改めて浴びさせていただきました。当時の状況でございますので、宮城沖地震がまた来るというふうなことはある程度は想定しておりましたが、これほどの大きなものは想定していなかったというふうに私は思っております。前回について、例えば備蓄品について用意してあるものもあり、また用意していないものもあり、それについては努力するという旨のお答えはさせていただいたというふうには思っておりますが、具体的に今回の震災の前にそれがどれだけ完備されていたのかということこれは甚だ心もとないものだったというふうなことで私どもも認識いたしております。また、今回の震災は前の、恐らく菅野議員が質問されたものと同じまたはそれ以上のものだったというふうに思われますので、それに対しても前回のご質問に対する答弁以上のものを基本的には備えておかねばならないということを肝に銘じて理解

したというところではございます。これから細部の答弁に入りますが、その中で現状で、今の段階でまだまだ未定なものもございますので、それについても今後努力していくというふうな話になる。そうするとまた前回と同じなのではないかというふうなお話が出るかも知れません。そうならないように努めていくということで前もって私の方からお話しさせていただきました。あとは、各部門については担当からご説明申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 担当、櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） まず食料の備蓄体制ということで、当時の防災計画に記載してある5,300という数字を確保していたかということですが、確保はできておりませんでした。日赤のアルファ米等を含めまして約100名分の備蓄しか当時はありませんでした。これらにつきましては今回の地域防災計画書の見直し案の方にも記載してありますが、それぞれの関係する、例えばJ Aさんとかそれからその調達先に関する機関に関して新たに締結を結び、災害時についての供給の流れを確保しておくという必要がこれからは大事なものになってきたというふうに認識しております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○15番（菅野良雄君） 前回もこれからはというような答弁が多かったんです。ですから、10年過ぎてこういうような被災に見舞われて、今後本当に防災対策が必要なんだという意味で確認するわけであります。今もJ Aとかどこでということですけども、前回もそういうふうに答えている。ですから、100名分だけの備蓄だけであって協力調達先とされていたところからの米の調達はできましたか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 基本的には皆無に等しい状態であった。個人の、民間経営のお米屋さんからの調達というのはできないという状況でありました。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○15番（菅野良雄君） それでは、次に今回の炊き出しについて町から提供した米の数量は幾らでしたか。調べていなければ調べていないと。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 米の全量に関しましては、まだそこまで数値を積み上げてはおりませんでした。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○15番（菅野良雄君） そうですね。そうしますと、3月31日まで、品井沼改善センターの炊き

出しで使われた米は幾らで町の提供した米は数量は幾らだということを全くまだ把握していないということでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 改善センターの分につきましては、おくれましたが4月になってから区長さんを通じて数量を調べておりますが、手元に資料がないために今回は、後でご報告させていただきます。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○15番（菅野良雄君） それでは、その調達した米はどこから調達しましたか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 農家の方々の協力を得て調達しております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○15番（菅野良雄君） 2市6町1村で構成していた宮城やかたとの協定の効果はどんな形であられましたか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 宮城やかたの協定に基づいた支援という形につきましては、3月の期間中はまず無理だったということで報告させていただきます。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○15番（菅野良雄君） なぜこの質問をしているかというと、3月11日の震災当時の夕方から始められた品井沼農村改善センターの炊き出しは自分の家のことでいっぱいの人たちだったんです。それから自主防災ということで隣近所を見回っている人、介護者を抱えて避難しようとしている人などがたくさんおりましたが、その中から町の担当職員に炊き出し協力者がおりませんかということがありましたので、一人一人声をかけて集まっていたいて、前にも述べましたけれども、夜食用のおにぎり3,000個ほどを用意した。その米の調達も地域の人たちの善意によって集められた米やそれから発電機、投光機、全部地元の人たちが持ち寄って炊き出ししたわけであります。そのとき、現場にいた私は町から米を提供された様子は全くないという思いでありましたので、清水町の視察で感じたものは備えておくということはすぐ提供できるように体制しているのだということを思ったものですから、10年前もそうすべきだということで質問したんです。しかし、全くなかったというのではどういうものなんだろうという思いでいっぱいです。23年2月、ことしの2月に全協で示されました地域防災計画の第8節、食料、飲料水及び生活必需品の調達、供給活動について示しているが、余りか

わらず調達先として J A 仙台松島支店ほか 6 店、調達、救護食料などの集積場所として B & G、中央公民館、保健福祉センターの 3 カ所が示されておりますが、ここにも量的な数値は全く出てこないんです。今回の被災を経験して炊き出しの米の提供を見る限り、本当にこのような状況でいいのかと思っております。

今回の被災を検証しながら、大災害で被災する人数を想定して被災人の食料 3 日分程度の数量を確保し、安全な場所や指定避難所、それから炊き出し実施場所に分散して備蓄しておくことが必要である。さらに備蓄だけで不足するならば即時調達できるように備えておくべきだと思いますが、当局の考えはいかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 議員ご指摘のとおり、当初予定していた防災計画に出ていたものができなかったということで、まさにご指摘のとおりの部分がございました。炊き出しも当初の計画ですと保健福祉センターであるとか給食センターで行うということを想定しておりました。そういった意味からも宮城県沖地震等を想定したそういう防災計画になっていたというところでございまして、今回の 3 月 11 日の余りにも大規模な大災害、これを想定はできていなかったのかなということでございますので、今回の大震災を景気といたしまして備蓄全般に関して議員ご指摘のとおり防災計画の見直しが今後必要になってくるというふうに考えております。その際にはご答弁、ときどきしておりましたけれども、今回の議会でもお話し上げておりましたけれども、地域住民の方々であるとか直接の区長さんなりいろいろな方々のご協力もいただきましたので、そういった方々、あるいは旅館関係者、お寺の関係者の方々にもご協力いただき、そういった方々からも広く今回の防災計画の見直しにご意見をいただいきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○15 番（菅野良雄君） 答えはよく理解はできますが、しっかりとその答えのとおり一步一步進めてもらわないといけないものですから、ある程度議事録に残したいという思いがあって質問しているわけであります。炊き出しの実施場所ですが、今度の防災計画でも学校給食センターと中央公民館、保健福祉センターの 3 カ所と示されて、1,220 食分を用意できるとそう示しておりますが、よく知りませんが、学校給食センターは町民が集まってすぐ利用できるような体制になっているのですか。

○議長（櫻井公一君） 亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 現段階ではありませんが、ある程度の衛生上の厳格さを保っている

施設でございますので、その辺まで衛生上気をつけていただければ使うことは可能ではあるということです。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○15番（菅野良雄君） すぐ使えるように、実施場所としていたのではないのですか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 現在の地域防災計画でございますが、これは微妙な時期にできたとはいえ、実態的には災害前の状況と認識にあわせてつくられていたものでございますので、今回いろいろなことがあってふぐあいも見えているわけでございますので、これから復興計画の中でまた考えていきます。それにあわせて地域防災計画も修正箇所が出てきますので、その中でしっかりとやっていきたいというふうに思っております。今の菅野議員のおっしゃる疑問は当然のことと思いますので、その辺も含めてすぐ使えないようなものを果たして指定していいのかどうなのかということはあるしますので、すぐ使えないものは指定できないというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○15番（菅野良雄君） ですから、質問で提言しておきたいのですが、今回被災で半月以上も炊き出しした、それに利用した品井沼の改善センターは実施場所として必要なくていいのかという思いがするんです。きのうの質問で被災したところに食料が届かなかったというような質問もありましたけれども、片方では夜中の3時までかかって3,000個もつくって町内全体のところに提供したとそういう場所を今は炊き出しの実施場所から抜けているんです。ですから、見直すときにはしっかりと落ちないようにしてほしいという思いがあって質問しているわけ。その後はきちんと東松島市の被災者がきちっと自分の台所として使っておりますので、十分に多くの人数の方でも使える場所ですから、6時間で3,000個つくったんです。この3カ所で1,220食分というのですから、全く考え方が違うのではないかなというふうに思うんですが、その辺は今度の計画にはきちっと示してほしい。

この品井沼改善センターが抜けたということに対して、あそこは指定管理者精度になっておりますので、それとの兼ね合いというものはあるんですか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 指定管理者の施設だからといってそれを除いていたというのではなく、炊き出しとして一番最初に浮かぶのが給食センター、食事をつくる場所として建てられている建物、こういったものを優先的に考えた結果で防災計画書に載せて

いたものですから、この辺については先ほどの町長のお話のとおり、当然見直していく必要があると認識しております。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○15番（菅野良雄君） 計画は検証しながら常に修正して万全な方策を選択するというのが行政の立場だと、そう私は思っております。今回以上の大災害が起こる可能性もあるわけですから、食糧備蓄は生産者や販売店、量販店などと広域的に協力を求めながら協定を結ぶということも大事であります。怠りのないように要望しておきたいと思います。

それから2問目の2点目、飲料水の供給体制についてもお伺いします。清水町は地下に水槽タンクを設置してタンクの水が常時自動的に入れかわるようになっております。大変豊富な湧き水の出る町であり、湧き水が豊富なこともあって自主防災会には1時間に2,000リットルの水をこす機械、澆水器というのですか、そういうものを備えておって、災害時はいつでも必要な水を供給できるようになっておりました。当時、清水町の施設としては3万人の人口を3日分賄える100トン耐震貯水槽や給水タンク1トン用15基など備えて、飲料水の心配は全くないというほどうらやましい町であります。10年前にこの準備をしていたわけであります。

当時、本町の水道水の供給のタンクは水道事業所に1トンの車両積載用2基だけで、余りにも乏しいと思いますいましてので質問したものでしたが、宮城県沖地震が発生した場合本町は建物災害などに絡み被災者人数を2,000人と想定し、飲料水については初原浄水場の2,000トンの水を一つの基準としているというふうに答弁されました。今回、初原浄水場は検査中だったと思いますが、二子屋浄水場のおかげで早く復旧したところも一部ありますが、町内各地でこれほど長く断水した経験はなかったと思っております。やはり備えは大切なことを学んだのは私だけではなく、飲料水提供、町民の命を守るという責任者である町長も同じ考えだったのだらうと思いますが、今回の被災を受けてこのような断水時の飲料水をどう確保しておくべきなのか、町長の所見を伺います。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 今回の震災時には全戸断水ということで、今まで経験したことのない対応を迫られたということでもあります。それで、防災計画には1人3リットルの供給、そして水源としては自己水源の初原浄水場、それから二子屋浄水場ということで書いております。それで10年前以降、何を整備したのかということでは、一つは加圧給水車、これが22年に購入しました。それからあとは温水プール、あそこで浄化設備が整っていたということ

がございました。それからあとは給水に関係しましてはにかほ市さんとの災害協定、これが今回は非常に役に立ったと感じております。それで震災当時から、当時はすべて電気が停電しました。それで二つの水源を指定しているわけですが、自家用発電で稼働できるのが二子屋浄水場でございました。そこから時間当たり100トンの水が供給できました。それで1人3リットルで計算しますと日に約46トンなんです。それからあとは給水車2トンで11台稼働しますと約88トンが供給可能でございました。11台というのは今回最大限稼働した給水車の数でございます。これらのことからいいますと、水については十分あった。ただし、給水制限で3リットルではなく6リットルを制限しましたけれども、もっともっと必要だというようなことがあったかと思います。それで、反省点といたしましては運搬手段、最初にかほ市さんから次の日に給水車が1台きました。それからその次の日に2台、合わせて3台きました。そして町の3台、6台で供給できました。これが最初の3日間はそれでなんとか間に合ったとは言いませんけれども、供給はできたのかと。それからそんなことをしていながら、もっと水というようなことで日本水道協会の方へ給水車の支援を依頼しました。それで4台がきました。それは震災後1週間後でございました。それで10台の稼働体制になりました。それで、給水車、ほかを私も石巻、あるいは南三陸町、給水しに行きまわりましたが、給水車も稼働させるのはほかでも10台ぐらいでした。ほかから支援をもらって稼働させているのは10台ぐらいというようなことで、運搬手段としては10台ぐらいがほかからも交えた給水支援としては10台が限界なのかなと。それで太田議員さんからもご指摘がございました地域の防災組織、こういった皆さんの協力を得て地区の給水タンク、こういったものを配備していれば水につきましては十分二つの自己水源がありましたので供給はできる。ただ、運搬手段がそういった工夫が足りなかった、あるいは備えがなかったというのが反省点としてとらえているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

一般質問を続けますが、ここで休憩をとりたいと思いますがよろしいですか。

ここで休憩をとります。再開を14時15分といたします。

午後2時02分 休 憩

---

午後2時15分 再 開

○議長（櫻井公一君） 一般質問を続けます。

菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） 水道所長の方から答弁いただきましたけれども、3日目とか4日目になればそれなりの応援が来るからいいんだと思いますけれども、私が聞いているのは初動の段階できちっと準備していないと大変だ。実際、地元では大騒ぎしたわけで、水が出ないということであそこの井戸をかりようかどうかということでも走り回ったんですが、よく考えたら電気が停電でポンプが動かないとか、どうにもならないんです。あそこにあるといってもくむものがないとか、全然全く手の打ちようがなくなったということなんです。ですから、あくまでも自己責任で用意しておくのもそれも正しいことかも知れませんが、このような状況になったときにはそういうような準備をしていただくということが、準備をしておくということが行政の責任だろうと思うんです。計画書をよく見ると、給水が不能になった場合には被害の少ない井戸水を供給するというふうに書かれておりました。ただし、井戸水を使用する際は沸騰、ろ過、または消毒などを経て使用すると示されておりましたけれども、今回の被災で今話したように電気もガソリンもなくなってくむものもないというときに何で沸かすのかということになるわけです。ろ過器もないし消毒剤はどこから持ってくるのかということにもなりますから大変なんですよということだと思います。今井戸の検査をやっていると聞いておりますけれども、何のためにどのような形でやっているのか、ちょっとわからないので今回の被災でその検査が役に立ったのかどうか教えていただきたいということであります。井戸の検査について、検査しているという話を聞いておりましたけれども。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 2年前に環境防災班の方で公衆衛生の皆さん方のご協力もいただきながら各地区内の井戸水の所有者の方々に希望を募りまして水質検査をしておる経過がございます。この結果、その時点では飲み水として使える井戸はすべてなかったという検査結果でございました。その結果につきましてはそれぞれの井戸水の所有者にその旨を伝えております。今回の震災につきましては、井戸からくみ上げるすが皆さんはなかったと思います。今の井戸というのはつるべがきちっとある井戸ではございませんので、ほとんどふたをした状態になっています。ですから、そういう意味ではその井戸水を使うにしてもくみ上げる方法、これらをどう考えてそして排泄とかそういったものに応急処置として使っていくべきなのかというものも、これらについては各地域の自主防災の意見なども聞きながら、各地域地域での考え方を集約していきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○15番（菅野良雄君） 町内にも結構井戸がまだ生きているのだと思います。ただ、飲めないと

いうことで。ですから、こういう災害が起きたときには地域地域、一時しのぎができる程度に指定しながら、あそこにはあそこの井戸という形で指定して町の公費を使って検査してここはそういう場合には飲料水として使えますというような準備をしたらどうなのかと、準備すべきだと私は思いますけれども、町長はどうお考えですか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 今の菅野議員のご意見、もっともだというふうに私も思います。ちょっと話が広がりますが、今回の震災で改めて認識させられたことは、どこか町であれば町の役場を中心にしたネットワーク、縦系列のような系列というふうな、それを一括管理していくというようなことができない。特に、被災以来2日、3日という当たりまではそういった中央管理的な手法が使えませんので、それは先ほど出ました食料の話もそうです。水の話もそうです。そういったこともありますので、今回これから考えていくときには初動機能3日ぐらいについて各地区各地区小分けしたような形で対応できるようなそういうようなものが望ましい。そういう意味でうちの危機管理監も自主防災組織とお話をしてというふうなことでいっているわけですが、そういった小分けにしなければならないものが何なのか、そして小分けにしたときにはどういうふうに各地区ごとにやっていただくのか、マニュアルみたいなもの、基本的なマニュアルみたいなもの、そういったものも含めて具体的に動けるようなそういう防災計画であっていきたいというふうに思っております。また、戻ります。

井戸の水の話ですが、井戸につきましても飲み水には直接使えないケースもありますが、それをふろの水とか水洗トイレの水とかに使うということが可能でございますので、それをくみ上げる方法、それからどのぐらいの地区にどのぐらいの人口当たり1個かとか、そういったものも含めてしっかり具体的に、それもことしじゅうに震災復興計画をつくってそれに基づいての防災計画ということになりますので1年以内にしっかりその辺をつくっていききたいというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○15番（菅野良雄君） 確認ですが、飲めるようにするということはしない、トイレ等に使えるような、洗濯とかそういう使えるような水にはする。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 飲めるような水にするためにはろ過装置なり消毒薬なりその配布、それから備蓄、そういったものが必要なのだと思います。今のところは、先ほど水道事業所長も答えましたように、水量的には町内で賄う分の水量はある。それを配布する方法ですけれ

ども、給水車が少ないのにプラスして各地区でタンクというものを用意する。そういったものからすると、最低飲み水は井戸水を使わなくても供給できるのではないかというふうに考えているわけです。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○15番（菅野良雄君） 多分町長は相当便利なところに住んでいるのだと思います。私らは飲み水を用意するのに大変だったんですから、最初のうちは。みんなで並んでけんかをするようにしてくだんですから、豊富だといってもそんなにそんなに急にきたわけではないです。さっきの所長が言ったように3日目とか4日目になってやっと落ち着いてきたわけで、ですから、初動の段階で必要なのではないですか。3リットルの水を用意するのであればどこに用意するのかというものもきちっと定めて用意しておかないとだめなのではないかということをお願いしておりますので、誤解のないように。ですから、そうでなければ井戸水を飲むようにという形に公費をもってやれませんかということを聞いている。もう一度お願いしたい。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 井戸水に関しては尾口議員のときにもお話ししましたが、あくまでも検査の結果このような状態ということなので、トイレとかそういう関係にということです。今回の反省点はすぐ町の給水車プラス支援していただいたのはにかほ市さんです。それで足りるのかということがあったと思います。となると、太齋議員の方からも前に給水タンクということがありましたので、それが今回の反省点では大きかったということで、避難所とかそういうところに地域の協力をいただいてすぐ二子屋とかそういうところに給水車がくる、そういう方向が必要ではないかとは思っております。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○15番（菅野良雄君） 今のところは給水タンクというのは2台ですよね。3台になりましたか。もっと多くしないと各地区にタンクを置いたとしても運搬するのに時間がかかるわけでしょう。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 自主防災組織の協力をいただいて避難所に今回1基用意されるタンク、軽トラックに積みば自由に二子屋、あるいは初原に給水にこられる。そして避難所で積んだままでそこから蛇口をひねると皆さんにも供給できるということを想定しています。それで、あとは最初の初動の3日、給水車も今では町に3台ですけれども、3台では足りな

いんです、やはり。それで、菅野議員さんいわれました視察のところでは時間2,000リットル浄水器があるということがございましたけれども、防災計画上も学校のプールの水、これをいっています。それで、今回そういった寄附がございました。それで1台のところを3台、能力は視察で行っていただいた時間当たり2,000リットルですか、10時間稼働すれば20トン水がつくれる。3台ですから60トンの水がつくれるという状況に今後なります。3台がガソリンエンジンで、かつ膜のろ過、そして消毒もできるそれを各学校のプール、そういったもので本当に初動のときに稼働すれば今回のようなことを教訓にできるのではないかと考えております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○15番（菅野良雄君） わかりました。ただ、第5小学校のプールは水がなくなっているから。

それでは、落ち度のないように計画してください。2問目の3点目、寝具、毛布等の調達について伺いますということで、これも清水町はすばらしかったということでありました。その松島の地域防災計画による生活物資の備蓄施設は明神、磯崎、初原の各地区コミュニティセンターと定めておりまして、備品品目は災害用、救助用毛布190枚、プレスタオル2,000枚、パクタオル500枚、災害用マット30枚となっております。そこで伺いますが、今回の被災で宮城やかたの協定で配布された毛布、寝具はありましたか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 宮城やかたの協定に基づいての毛布、タオル等の支給はございませんでした。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○15番（菅野良雄君） 商工会や商店からの調達はできましたか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 商店街、商工会以前に坂病院、それからにかほ市、それから宮城県や日本赤十字、そういったところから毛布が次々に入ってまいりましたので、そちらで対応させていただきました。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○15番（菅野良雄君） 2月の全協で示された地域防災読みましたけれども、前回とその前回の計画と一字一句全く同じだったんです。備蓄状況も同じだった。なぜこうなのかというと、今回の被災で第五小学校の体育館に避難した人たちに全く毛布とかそういうものは、私が体育館にいた時間帯では全く配布されなかったんです。後で聞いた話なんですけれども、余り

寒いので一回避難した人たちがうちに戻って自分で衣類を着て毛布を持って再避難したんだ。それでも寒い寒いというからうちにあったストーブもちょっと貸したりして使ってもらったんですけども、それも個人でこたつをもってきた人もいる。そういう状況だったんです、寒過ぎて。先生方も責任持って皆さんのために働いておりましたけれども、子供たちが体育で使うマット、あれをかけて寝ていた。避難した人たちがかわいそうで見えられなかったというような状況があったので、避難所として指定している場所にはきちっとある程度の最低限の備品はするべきではないのかというふうに思うんです。その点について、お答えはいかがですか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） これら毛布につきましては、今第三小学校の方に1,000枚を超える毛布を備蓄しております。これらの毛布をこれから活用していきたいというふうに思いますので、防災計画の内容についてはそういった点について改めていく必要があるというふうに思っております。それから避難者の数が最高で3,700名ということで、3,700人分用意できるかという、ちょっとそこは難しいものがあるのかというふうに思います。その辺は議員もご理解いただけるというふうに思いますので、まずは1,000枚なら1,000枚という数をきちっと常に常駐できるように、そういった面で防災計画の方も含めて検討していきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○15番（菅野良雄君） この1,000枚は町が整えたのではないでしょう。今回の被災を受けて物資の提供だということで集まってきた毛布なんでしょう。そうではなく、本来ならば町で1,000枚なら1,000枚を目標にして年次をかけて準備しておくべきではなかったのですかということなんです。ですから、そういうことを目標にしてください。

それから次に入ります。2点目の4点目、防災拠点となっている役場が災害を受けたときの防災サブセンター建設についてであります。これは災害時の対策本部は役場となっておりますが、10年前も執行部にもそんな考えがあったのでしょうか。サブセンターの建設を進めると計画には示しておりました。私も川沿いでありますし、低地でありますから、心配なのでサブセンターの建設は必要と思うので計画どおり進めますかという質問をしております。その答弁に対して、サブセンターの専用建物は考えられないが多機能的な施設としては順次整備を進めさせていただいているということでした。今は役場庁舎3階を災害対策本部として利用することにして関係機関との連絡、通信網の整備や防災対策無線による自主防災組織と

の連絡体制など、災害時における拠点として訓練を重ねてその体制を整えてきたことは認めます。しかし、今回はその3階に避難民が集まってきて拠点として使えなくなった。防災無線は電気が切れて次の日から全くだめになった。今まで進めてきた訓練はむだではないにしても、どう生きたのだろうという思いがしますが、この点についてお答え願います。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） それでは、防災サブセンターの関係でございますが、議員お話のとおり、平成13年の定例議会のご質問で防災サブセンターということで、その質問に対しまして専用の建物を建てるということではないけれども多機能的な施設として整備を進めたいというようなふうに回答を述べさせていただいているということでございまして、今回お示しました防災計画上は災害対策本部の設置場所として役場庁舎に甚大な被害が発生し災対本部設置が困難な場合は松島運動公園温水プールに設置するということで明記させていただきました。ただ、翻って考えますと議員今お話のとおり、当日3階は避難されている方で混乱を極めておりまして、我々は2階で災対本部という形をとらざるを得なかったということでございます。また、温水プールにつきましても避難されている方々がそこに集まってきたということでございますので、そういった点も考え合わせながら今後役場庁舎にかわるサブ的な役割を温水プールに持つのであればそういった確保をしながら取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○15番（菅野良雄君） すぐ代替設備を建設するということは非常に財政的にも難しいのだろうと思います。ただ、何年も前からそういう計画を進めてきて全くそういう方向に進まなかったということがあるんです。ただ現職の町長だけの責任だと私は言いません。ですから、我々議会にも地域防災の計画の見直しのたびに議会の意見として全協などで示されたわけがありますから、それを全くいい提言として上げてこなかったという議会の責任もあるのだろうし、私個人としても10年前の質問でしつばなしてあとは全く追いかけてこなかったということからすれば私自身の責任もそれは大きいと思います。ですから、改めて申し上げておきますけれども、今回のような大災害や洪水の被災で職員が移動すればいつでも利用できる代替施設というものは準備するべきだろうというふうに思います。今プールとおっしゃいましたけれども、例えば福祉センターとか野外活動センターとかというああいう意外と安全なところに通信網、電話なりインターネットなり無線だのいろいろなものがあると思いますけれども、それをすぐ設置可能とする整備だけしておけば、人が移動すれば対策本部がすぐ対応

できるわけでしょう。ここに万が一、1メートル、2メートルの水が入ってきたとなったときに、役場の3階が対策本部ですといったら皆さんは泳いでくるのかどうかわかりませんが、使えなくなることは確かなんですから。そういう準備はしておくべきだと私は思っております。この被災を経験したことでおそらくそうあるべきだと思いますので、この考えに町長はいかがお考えですか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 人間、なかなか実地に体験しないとわからないことというのは随分ございまして、何でもそうでございます。恐らく、菅野議員が前に説明なさったときには議員ご自身も、また執行部の方も事柄はわかるんだけど具体的な細かいところとか実際にそれがどういうふうに転ぶのかについてはわからないところが多々あったのかというふうに思うわけです。今回、我々は勉強しました。そういうわけで、今議員がおっしゃることの意味も前の平成14年に比べればもっと現実的にわかるし、ここのところはこうしなければというふうな思いもございまして、今おっしゃられたことを含めましてしっかり対応していくし、方向を計画なり具体的な施設の整備なりをしていくべきだと、そういうふうな計画にしていきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○15番（菅野良雄君） きちっと検証してそれを生かすということを守っていただくようお願いいたします。

それでは、最後になりますか5点目ですが、今回の被災で各地の被災を受けた姿を、医療救護体制というものは非常に大事なのだと思っております。松島町は三師会などと協力体制を整えているということでありまして、医薬品、医療機材の確保については一部必要なものは町の施設に準備している、多くは町内の専門店で協力いただいているのが実体であると前は答弁されております。今回の大震災で思い知らされたのは、いかに普段の備えが大切かということでありまして、医師や助産師の確保や医療場所などさまざまな課題が余りにも多い。町だけの力で救護体制を整えることは不可能であると思っておりますが、最低限、初期の救護体制は考えておくべき課題であると思っております。そこで伺いますが、町の医療救護体制の整備について、三師会などといつどこでどの程度の協議をしておられますか、伺います。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 医療救護体制の整備ということでございますけれども、平成7年の阪神淡路大震災を教訓に県から市町村へ地元の医師会と災害時における協定というこ

とで要請がありまして、平成10年よりいろいろ検討を重ねてきたところでございますけれども、これを受けましてちょっと時間はかかりましたけれども、平成18年3月に協定を締結したところでございます。その中身につきましては、一つとして災害が発生したことに必要が生じたときには救護所を設置し、救護所での医療救護活動を要請する。二つ目に、医療救護班は医師、看護師及び補助者で構成し、必要に応じて保健師、薬剤師、助産師を加えるとなっています。また、三つ目においては医薬品、医療材料については医療救護班が携行するものとして、町が供給するとなっております。ただし、今回の東日本大震災、想像以上の大震災ということで、今回はこの塩釜医師会との協定に基づく救護は設置されなかった状況でございます。言いかえれば、塩釜医師会においても医療体制の技量機関も被災に遭ったということで、思う存分な救護がとれなかった状況でございます。

ただし、今回の震災の後の3月16日においては日本医療福祉生活協同組合連合会の方からこれは医療生協松島を通じまして医師団が応援に駆けつけております。それからその後は3月19日、兵庫県の医療ボランティアチーム、それから佐賀県の県立病院医療チーム、それから大分県の医療チームと4月の半ばまでにおいて各避難所におきまして医師、看護師、薬剤師の5人体制で避難所の医療活動に当たったところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○15番（菅野良雄君） 18年に協定しているということでありまして、年に1回とか、時期を決めてきちっと常に災害時の備えというものは協議しておくべきだというふうに思いますので、3年前にしたからいいということではなく、今回今おっしゃったように実際起きてしまえば機能しなくなるということもありますし、そういう経験もしたわけですから、それをしっかりと生かしていただきたいと要望しておきたいと思います。

今、あとは防災計画で救護体制は災害の状況に応じて救護班を編成して行うものとするとしておりますが、救護所の設置場所として3カ所予定しているんです。ただ、それは予定しているだけだと思うんですが、指定している以上は最低限発電機、ベッド、いす、机、仕切りカーテンなどは準備なさっておりますか。お答え願います。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） その辺については全くということではございませんが、必要とされる発電機の数がまず不足したというのはこれは大変大きな問題でした。この辺につきましてはきちっと受けとめていきたいというふうに思います。また、仕切り、最大保健福祉センター、約50名近い介護を必要とする方々が避難されております。それはもう

当初の想定を超える数になっておりました。ですから、こういった面も今後どう対処すべきなのかということを整理していきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○15番（菅野良雄君） おっしゃるとおりだと思います。老若男女、いろいろな方が救護を受ける場合には最低限仕切りがないといけないというふうに思いますので、これはきちっと最低限の必要なものは備えておいてくださいと要望しておきます。

それに薬品について伺いますけれども、町で確保しているのはどんな薬品で、どの程度ありますか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 町が直接薬品として備蓄しているものは応急手当てをするもの、いわゆるけがに対しての応急手当て等の薬しか配備はしておりません。これらの薬につきましては今回震災でも明らかに不足したということも事実ですので、整理をしたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○15番（菅野良雄君） 町内の専門店と協定、もしくは協約などしておりますか。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 2月にお示しいたしました地域防災計画の中では調達先ということで、町内の五つの薬局と提携するということになっております。以上でございます。

○15番（菅野良雄君） なっておるのはわかっているから、やっていますか。

○議長（櫻井公一君） それをやっているかということ。櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 今回震災を受けまして、一番最初に薬の相談をさせていただいたのが松島病院でございました。しかしながら、松島病院でも持っていない薬を必要とする方が何件かあらわれてきてまして、それらにつきまして松島消防署救急隊にお願いをしてその方を病院に搬送したという経緯がございました。

○15番（菅野良雄君） 専門店と協定の方はしていないのか。

○議長（櫻井公一君） していないならしていないでいいんですよ。櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 専門店の方とは協定は正式に結んではおりません。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○15番（菅野良雄君） 示している以上はきちっと協議をして、協定を結んで、非常の際にはきちっと提供をしてもらうというような形にしておくべきだというふうに思いますので、よろ

しく進めてください。大災害は広範囲に被災するもので、災害発生初期の段階では町がすべての面で独自に対策を講じなければならないと思います。10年前も同じ考えで質問したのに対して、議員の指摘のような体制に進めると答弁されておりましたけれども、被災を受けてみて全く進んでいなかったと思っております。

当時、13年の視察で清水町は25年かけて積み上げてきたんだというような説明でありました。ことし2月の全協で示された地域防災計画を改めて読み直してみましたが、計画の文面は前回と余りかわりないが多く、大災害時には機能できないような計画も示されておりました。松島町地域防災計画は昭和36年の法律災害対策基本法の規定に基づいて松島町防災会議を開催し計画を作成するというものでありますが、地震災害、風水害の災害予防、災害復旧に関する事項を定め、被害の軽減を図り町民の生命と財産を守ることを目的としているということであります。

よく議会が知らないうちに計画が進んで示されるので、議会の意見を聞いていないのではないかなというような指摘をされることが多いのでありますけれども、地方分権が進んで地方自治の二元代表制の責任は大きくなっております。法律に基づき防災会議で計画することを策定することに異議を唱えるものではございませんけれども、その計画を議会に示すことにしてほしいといいますと、全協で説明しておりますというふうに答えると思いますが、しかし、あれだけの厚さのある計画を二、三日、4日前になりますか、渡されて1日の全員協議会で説明されて、議会の意見はと聞かれたとしても十分な意見というものは入らないのではないかと私は思っております。せめて3カ月前、半年前に議会に示して委員会や分科会で検討する時間を与えていただければ議会も責任ある提言はできるはずであります。今後の計画に対応してほしいと思いますが、町長の考えはいかがでありますか、お答えください。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） お話のとおり、全協で短い時間の中で説明する、そしてそれを咀嚼していただいてご意見を出すというのでは現実的には不可能かなと思いますので、時間を十分とる、または説明と討論の場を長くとることが必要なことかというふうに思われます。特に、このような大事な計画についてはそうでございますので、できるだけとらせていただくというふうにしたいと思いますが。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○15番（菅野良雄君） 食料や水は生きるために一番大切なものであります。個人の責任で備蓄するのが基本であると思いますが、今回のように停電や断水、燃料不足、店にものがないな

ど、第災害時には個人で求めることが不可能なことも起きてまいります。その場合は行政の力で提供できるように備えることが地域防災計画ではないのかと思っております。非常食、水、毛布、発電機、投光器、簡易トイレ等々、まだまだ備えるものがあり過ぎます。代替施設もそうでありまして、医療救護体制の充実も同様であります。財政的には短時間で準備できないことが多いと思います。しかし、首長や議員、担当職員がかわることがあっても所管に配属となる担当職員はしっかりこのことを引き継ぎながら計画を一つ一つ達成し、災害に強い町を目指し、万が一被災した場合にはできるだけ被害を少なくできるまちづくりを進めるように求めまして、私の一般質問を終わります。

○議長（櫻井公一君） 菅野良雄議員の一般質問が終わりました。

時間の関係で、ここであとお二方おられますのでちょっと早いんですが、ここで休憩をとりたいと思います。再開を3時10分といたします。

午後2時55分 休 憩

---

午後3時10分 再 開

○議長（櫻井公一君） 一般質問を続けます。

1番緑山市朗議員、登壇してください。

〔1番 緑山市朗君 登壇〕

○1番（緑山市朗君） 1番緑山でございます。生まれながら、雑炊が好きなものですから一括で質問をさせていただきます。通告に従いまして三つ質問させていただきます。

一つ目は今般の東日本大震災におけるよう介護者に対するケアの問題、二つ目は今リニューアルなされつつある本町のインターネットのホームページに関して、それから三つ目は松島海岸ホウジョウイケの環境整備についてでございます。通告の順番に従って質問をさせていただきます。

一つ目でございます。今回3月及び4月に発生をいたしました東北地方太平洋沖地震におきまして本町で700名ほどの要介護認定者がおるわけですが、正確にいきますと本年3月31日現在で703名、要介護認定者がおられますが、そのうちの約4分の1の方々は町内外の施設に入所しております。約170人ぐらいでありますけれども、残りの4分の3の方は在宅でケアを受けているということですが、今般の地震発生時、そしてまたその後についてその皆様方に対しての保護、ケアが十分になされたのであるかどうか。また、それについてその後調査検証がなされておるのかどうか。町民の安心安全を守るべき責任の一半は町にもあるわ

けでありますので、これについての対応対処はいかが考えておられるかお聞きしたいと思います。

二つ目、町のインターネットホームページでありますが、現在リニューアル中ということでこのリニューアル事業は昨年、平成22年度の予算で作成業務の委託料が予算としては999万4,000円とったわけであります。また、23年度は保守業務の委託料90万1,000円、それからホームページサーバーのレンタル料が50万4,000円、2ヵ年度合計で1,000万円以上の予算で行われておるわけですが、このホームページを見ますとかなりよくなっているというふうには感じます。この事業の進捗度合い、本日議会の控え室でも町議会の部分、全員で検討をいたしたところでありますけれども、この進捗度合いについて、それから今までかかった経費、実際どれぐらいかかっておるのか。それからこのホームページの内容の変更、改善点、そして今後どのようにさらにリニューアルを進めていく予定であるのか、以上をお聞きしたいと思います。

三つ目、私の近くでありますけれども、瑞巖寺の隣の陽徳院の参道門前にありますハウジョウイケ、通称ハスイケとっておりますけれども、この汚泥の除去事業が来月行われるということなんですが、これは平成22年度の国の緊急経済対策きめ細かな交付金によりまして町が30%負担で合計300万円となされるということなんですけれども、この事業についてこの近辺、瑞巖寺の近くでもありますし、観光ルート、スポットの一つでもありますので、この同池に生息する植物、魚類等の保護保全、特に水質水量の管理等をぜひ十全に将来のことも考慮して行っていただきたいと望むものであります。これについてのご所見を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） この3項目につきましては副町長、また担当課長から説明させます。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） それでは、私の方からまず第1点目、要介護認定者に対する東北地方太平洋沖地震におけるそのときの対応と、その後の方、十分になされたのかというご質問につきましてお答えいたします。

3月11日の地震の後、保健福祉センターにも176名の町民の方々が避難をされました。その中で夜になってから対策本部の方から指示を出しまして町民福祉課健康長寿班の保健師を2人1組にいたしまして大きな避難所を回ってもらい、その中で健康チェックを行いながらどのような方々が避難しているのかという確認作業を行わせたところでございます。翌日の12

日からは町民福祉課の職員と他の職員、事務の職員と1組といたしまして生活に関連する情報の提供を他の職員が行い、保健師は健康に関する相談、これを受けながら必要な介護用品等を配るなど役割分担を行いながら各避難所の巡回を行っておりました。

要介護認定者につきましては災害等が起こった場合、ケアマネージャーが確認し状況によりましては施設入所等の支援を行うなど協力をお願いしておりまして、今回の震災では事業所自体が被災し身動きのとれない事業所もありましたけれども、多くの事業所は安否を確認していただきまして連携が図られたというふうに考えているところでございます。

また、各避難所で対応が十分にとれない要介護者につきましては保健福祉センターに移動していただきまして施設内の確保や自宅の片づけができるまで社会福祉協議会のヘルパーさんに協力いただきながら生活していただきました。一方、にかほ市や長崎県佐世保市から応援の保健師にきていただきましたので、避難所の健康チェックはそちらの方々をお願いいたしまして町の方の保健師は災害台帳に基づき避難所で確認がとれなかった要介護認定者、ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯などを訪問させ、困っていることがないかどうか、必要な介護用品があるかなど確認をいたしましてあらかじめ用意しておきましたオムツ、水、缶詰等の食料品をあわせて配布するというようなことをしております。避難所が落ち着いてきてからは佐世保市の保健師にも同様に訪問をしていただいたところでございます。また、電話が復旧してからは保健福祉センターの職員と臨時の看護師等で安否の確認を行いまして生活で困っている方には社会福祉協議会と連携した見守り宅配や行政委員、民生委員、近隣の方々に声がけをしていただくよう協力を要請しております。

大震災の中で限られた職員で要介護認定者並びに町民のすべてを瞬時に把握するということは大変難しかったわけでございますけれども、同じような災害に備えて今回のことを教訓にさまざまな職種の方々や社会福祉協議会等と今後の対応等について情報交換を行い、町民の方々が少しでも安心して過ごせるよう検討してまいりたい、そのように考えているところでございます。

次に、町のインターネットホームページのリニューアルの進捗状況につきましてご答弁申し上げます。ホームページリニューアル事業につきましては3月31日に業務委託が完了いたしまして、5月1日から新しいホームページに切りかえを完了しております。新システムではこれまでホームページ担当の職員のみが行っていた更新作業を各課の担当職員がその場で容易にできるようになりました。現在職員の操作研修を兼ねて新しい情報の更新や内容を充実させる作業を継続して行っているところでございます。

ご質問の所要経費につきましては、平成22年度のホームページリニューアル業務委託料が777万円ですけれども、平成22年度緊急雇用創出事業で行ったためにすべて国費で実施することができております。また、今後のホームページ保守業務委託料とホームページのサーバーレンタル料というものがかかってまいりますので、これが経常的な経費ということになります。保守業務委託料が月7万5,000円、サーバーレンタル料が月4万2,000円ということでございます。また、変更改善の内容でございますけれども、特長は大きく三つになるかと思えます。

ごらんいただいたということでございますので、一つ目はまずデザインが大幅にかわったということございまして、トップページでは見ていて飽きないような動画の部分の部分を設けて、四季折々の松島を感じてもらえるようになったほか、全体的にも統一感を持たせまして同一サイト内という安心感を持たせることができたというふうに考えております。二つ目は機能面でございます。新たに英語・中国語・韓国語・フランス語ということで4ヵ国語に対応しているほか、携帯電話用のホームページや音声読み上げソフトにも対応しております。また、各課の職員が容易にホームページを更新できるシステムを構築しておりまして、新しい情報、まず何よりもスピーディーに各課で発信できるようになったということでございます。さらに、組織別、分類別、サイトマップ、検索などさまざまな方法で必要な情報を探し出せるようになりました。各ページへアクセス分析などもできますので、必要とされている情報を把握できるようになったということでございます。

三つ目は情報内容の充実でございます。これまで情報発信が少なかった町民向けの暮らしの情報、例えば住民登録であるとか戸籍印鑑登録、各種町税、国保、国民年金、鳥獣猟制度、介護保険、健康づくり、教育、子育て情報、そういったものを充実させたということでございます。また、これまでになかった歴史文化のページというものもこれを新設いたしました。町内の文化財などを紹介して松島らしさを出しているほか、また定住情報、これも分類として大きく目立たせることで観光地だけではなく暮らし場としての松島をPRしているところでございます。

この観光情報につきましては、松島の魅力を動画によって視覚でPRしているほか、地図検索システムを導入しまして地図上から目的の場所がすぐわかるようにしているところでございます。それらが三つの更新の特徴ということでございます。

次に第3点でございますけれども、松島海岸の放生池の環境整備にかかるご質問でございます。松島海岸放生池汚泥除去業務委託事業につきましては、放生池の汚泥を強力吸引車で

除去することによりまして、池の良好な環境整備を図るものでございます。事業実施に当たりましては生息するハス、スイレン、コイ等の保護について万全を期して取り組むこととしております。その内容でございますけれども、ハス、スイレンにつきましては池全面に広がり込み合っているものを適正な状態に間引きしてまいります。また、コイ、フナ等の魚類につきましては清掃期間中、松島水族館の協力を得まして一時保護していただくことで進めております。水質水量の点に関してですが、現在は池の隣のお宅から井戸水の流入だけですが、瑞巖寺、陽徳院からの雨水の流入についても検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 1 番緑山議員。

○1 番（緑山市朗君） 大きい三つの質問について、再質問をさせていただきたいと思います。

まず一つ目の要介護認定者の保護に関してなんですが、3月11日の大地震によりまして私の近隣の方、町内で亡くなった方第1号でしたけれども、私が3月12日の早朝、近隣を巡回しておりましたときに近隣の方の連絡によりまして水をかき分けて確認をしにいったところ水につかって冷たくなって半分硬直化しておりまして、すぐこちらの役場の方に通報したわけでございます。痛ましい姿、今でもまぶたの裏に焼きついております。それから私事ではありますが、私の母親が一昨年より緑の家にお世話になっておりまして、要介護認定度4でありますけれども、あそこの入所の方々、全員2階に避難させていただきましてそれなりに十分なケアをしていただいたわけですが、少々体調を崩しまして治るまでしばらくかかるという状況になってしまいました。

施設の入所者、先ほど170人ほどと申し上げましたけれども、施設入所者に関しましては利用者本人と施設との契約によりまして第一義的には保護責任は施設にあるわけで、それなりのケアはしていただいたということなんですけれども、700名の要介護認定者のうちの在宅の方、差し引き530人のうち先ほど副町長が170人ほど保健福祉センターに避難所におられたというご答弁でしたけれども、松島町内だけでその530人の方、いろいろな避難所が地震発生直後40カ所ぐらいあったわけですが、いろいろな避難所にこの要介護者の方がおられたはずで、要介護認定度合いが高い方、施設では24時間1日でオムツを平均7回ぐらい交換していただくわけなんですけれども、地震発生直後、水もない電気もないオムツもないという状況だったはずで、施設に入っておられた方はいいと思うんですけれども、避難所におられた要介護の方、手数のかかる方、この方々で恐らく症状も悪化された方もおられるのではないかと。このことについて、先ほど2人1組で翌日調査に回ったということなんですけれども、

具体的に調査結果としてどのようなであったのか。その結果内容について、またその後のケアについてお聞きをしたいと思います。

それから二つ目、この大震災によりまして厚生労働省の通達で施設入所者の定員、これを1割増員して構わないという通達が出たはずなんですけれども、これによって各施設、町民170名のうちこれは昨年の福祉課からいただいた資料なんですけれども、介護老人福祉施設、これが長松苑、それ以外に町外13カ所、計14カ所で約50人ぐらい入所しているわけです。それから老人保健施設、松島緑の家ほか町外12カ所、合計100人、それから介護療養型医療施設、松島病院初めほか町外二つの病院に20名、合計170人ぐあいなんですけれども、この方々についてきちんとその後の震災対応ケア、そして施設における増員、そういうものがあったのかどうか。松島で入所していただくことができたのかどうか、これをお聞きしたいと思います。

それから三つ目、地域防災計画を持ってきたんですけれども、この地域防災計画案の中に救急救助活動もしくは医療救護活動、この辺に要介護認定者に対するケア、これが全く記載されていないということで、この辺もちょっと私は手落ちではないか。この見直しも図るべきではないかというふうに思うわけですが、いかがでございましょうか。

それから大きい二つ目、以上3点お聞きしたいと思います。

それから大きい二つ目のインターネットホームページの件なんですけれども、昨年12月の一般質問でお聞きした際、本町のホームページへの年間アクセス数、これが平成21年度33万7,000件あったということであります。ちなみに観光協会へのアクセス数が46万件、平成22年度は何件あったのかどうかお聞きをしたい。

二つ目、大橋町長が昨年の私の質問に答えまして本町のホームページは、議会だよりを持ってきたんですけれども、他町と比べて確かに質が悪く見にくくレベルが低いと考えていた、でも今リニューアル中である、それで段々現行のものより大分改善されていると思うというふうにお答えになっておられますけれども、確かに先ほど副町長からの答弁にありましたように、デザイン、機能、情報内容、それから歴史文化及び定住情報、これが二つ追加されまして書物で言えば4巻構成が6巻構成になったということで、確かに内容充実、それからデザインもよくなったと思うわけでありますけれども、1ページ目、表紙、大変きれいな動画で松島の美しい写真がいっぱい出ていると思うわけでありますけれども、それから大橋町長のハンサムな写真も載っております。ただ、プリントアウトして持ってきたんですけれども、以前のものと比べてみますと、これが前のホームページ、こちらがリニューアルされたもの、確かに豊かに豊富にきれいにできているとは思いますが、これは私の感じ方でしか

ないのかもしれませんが、例えて言えば以前のものはケーキに例えますと見ただけで余りおいしくないという感じであったのですが、今回は見ただけで食欲をそそられるようなデコレーションケーキで言えばデコレーションでいっぱい飾った感じでどれから手をつけていいかわからないぐらいきれいになっている。ただ、過ぎたるは及ばざるが如しという言葉があります。シンプルイズベストという言葉もあります。これに関して町長のご感想をお聞きしたいと思います。

それから三つ目、先ほど申しましたように、4巻構成が6巻構成、4部構成が6部構成になったわけです。定住情報、歴史文化、分類が二つ追加されたわけですが、ただ、目次という表現が正確かどうかわかりませんが、例えば表紙を開いて4巻、第1巻を開いて大目次が出てきて、その一つを引けば検索すると中目次が出てきて、また引くと小目次が出てくるというふうになっていますと、目次の編成、構成がどうも不統一である。中目次の中に小目次でもいいものが混在しておったり、かつ見たいと思うものがすぐ出てこない、面倒くさい場合もあります。前に申し上げたように、論理的にわかりやすく引きやすくかつみやすく親切に、そして美しくそのようであってほしいと思うんですが、これについてさらに改善を図っていただきたいと思うんですが、お伺いをしたいと思います。以上三つ、お聞きしたいと思います。

それから、放生池の件なんですけれども、放生池、陽徳院の門前、瑞巖寺の杉林、陽徳院の木々を背景にしまして中の島があって、そして朱塗りの太鼓橋がありまして、中の島には弁財天が祭っておりまして、毎年6月13日、今週の月曜日でありましたけれども例祭を行っております。中の島にはツツジ、松、モミジ等ありまして、松島で一番美しいといわれておりますモミジが今スイレンの花が咲き始めておりまして、夏になるとまたハスの花が大変きれいに咲く。そして池の中には真鯉、錦鯉、金魚、フナ、カメ等々生息しておりまして、寺町構想で17年度に石畳舗装もしていただきました。昨年から夏場にライトアップもしております。また、昨年フェンスも更新していただきまして、町民の憩いの場にもなっております。それから外国人観光客などがよく来て足をとめてよくハスの花の写真なども撮っております。先ほど申し上げましたように、観光スポット、観光資源として整備をきちんとしていただきたいと思いますわけなのですが、そこで質問ですが、先ほど副町長から水量の件が出ました。以前は瑞巖寺の湧き水をどんどん流して循環が可能だったんですけれども、今その湧き水に蛇口をつけまして流さない。それで、その湧き水が大分震災後あその水をいただいて我々助かったんですけれども、その流入量が少ないために水質汚濁をする。雨が降ったときしか水

位が上がらないという状況で、あそこの流入量をふやすための工夫をしていただけないかというのの一つ。

それから二つ目、植物、動物、十分に注意をしてその保護をしていただきたいということ、それから先ほど申しあげました松、ツツジ、モミジ等の植栽もしていただけないか。それから噴水も壊れておりまして、それも復旧をしていただけないかというのが二つ目。それから今回の大地震によりまして舗装の石畳部分、沈下しております。周囲も大分陥没をいたしました。コンクリートも破損いたしました。フェンスの扉も壊れました。この復旧もお願いできないか。

以上三つ、お聞きしたいと思います。あわせて三つずつ、合計9点、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 私の方からホームページに関してのご質問のうち、過ぎたるは及ばざるが如しだというようなご指摘をいただきましたが、我々としては情報内容の充実に努めた非常に見やすくなったのではないかというふうに思っております。今までよりも検索のそういう機能も持たせましたので、どこに書いてあるのかわからない場合には検索のところでキーワードを入力すればぽんとそこのページに飛ぶという機能がついておりますし、あとは大項目、中項目、その辺もちょっとわかりづらいというお話でございましたけれども、その上の方にタブ的にそれぞれ出ておりますので、それでもってそこをクリックすればそれぞれの中項目、小項目の方に行けるのかなということで、これにつきましては基本的にこれで委託ということをつくっていただいておりますので、まずは内容の充実を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

さらに、各種の申請書のダウンロード、こういうものも積極的に取り入れながら充実させていきたいと思っておりますし、それから下の方にバナー広告、これは準備しておりまして、まだこれは震災の影響もございまして募集をしておりますけれども、この辺で維持管理経費の財源確保にもバナー広告収入によって努めていきたいというふうに考えているところでございます。

そのほかの質問につきましては担当課長の方から答弁させます。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） それでは、私の方から避難所での様子についてお答えいたします。震災直後からにかほ市、佐世保市などで保健師の応援をいただきながら4月いっぱいま

で避難所、延べ213回巡回したところでございます。失礼しました。それから町内の手樽在住の方で保健師の方から3日間ボランティアで同じように避難所の巡回をいただきました。そんなところで、ある避難所におきまして2名の方、避難所ではちょっと対応が難しいということで町内のグループホームに入居の手続きをとらせていただきました。避難所の巡回につきましては要介護者ばかりではなく避難している方すべての方の健康チェックを行ったところでございます。

それから厚生労働省の特例ということで、3月11日に東北地方を中心として発生した地震並びに津波により被災した要介護者等への対応ということで、厚労省だかの通知に基づきますと入所退所者につきまして日常のサービス提供に著しい支障がない範囲内において定員を超過しても受け入れることは差し支えないということで、多分この通知のことかと思います。私どもでは千賀の浦福祉会の方にその後聞いたところによりますと、当然千賀の浦福祉会の4施設の方でもそういう受け入れ態勢はとっていたところでございますけれども、塩釜にあります清楽苑でございますけれども、今回の震災によりまして大規模な被害を受けまして敷地等にひび割れ等がおきまして千賀の浦の福祉の施設の方で入居者の介護の運営ができないということで、他の施設の千賀の浦福祉関係の施設の方にそれぞれの方を緊急避難させたということを聞きました。松島の長松苑におきましても19名の方が避難をしたところでございます。それから今の厚生労働省の特例におきましてはショートステイも可能ということで、長松苑におきましては被災された方を優先にショートステイを実施したということでございます。

それから地域防災計画の中での要介護者の扱いということなんですけれども、確かに緊急、それから救助活動の中には要介護者というようなくりはございませんけれども、災害時要援護者、外国人対策の中には災害時要援護者に対する考えということで、災害時要援護者とは高齢者等などを含むんですよということでこのくくりの中で要介護者に該当はされるのかと思いますけれども、今回の防災の計画等の見直しの中でもありますので、今後救急救助活動の中で見直しをしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） それでは、私の方からはホームページのアクセス件数についてどうなったかということについてお答えさせていただきたいと思っております。ちなみに、21年度は33万7,000件ということでしたけれども、22年度は50万4,000件という数字でした。非常に飛躍的な数字で伸びたと思っております。この原因として考えられますのは、ホームページリニューアルして内容が充実したというほかに、3月11日の発災以降、3月中だけで13万件のアク

セス数がありました。なぜ13万件かといいますと、携帯電話の機能、ここで稼働させましたので携帯電話の中に給水情報、あと交通情報、例えばＪＲの運行情報、臨時運行バスの情報、これらを災害情報としてあげて、これにアクセスしていただいた方が非常に多かったということが考えられると思います。

参考までに、ほかの町で塩竈市が15万6,000件でした、22年度。あと、廿日市市、これは広島県宮島を抱えている廿日市市が69万件、天橋立を抱えている宮津市が19万件、この数字からしても松島の場合が非常に多い数字だというふうに思っております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 私の方からは放生池の問題についてお答えさせていただきます。

放生池の水の流入につきましては、現在瑞巖寺の湧き水がほとんどこちらに回ってきていないということで、確かに少なくなっておりますので、今現在側溝の中に黒のポリエチレンパイプが埋設されておりますので、それを活用しながら土のう等によりまして集積を図りながら流入量をふやしていきたいというふうに考えてございます。あと、2点目の中の島の植栽の伐採と、あとスイレン、魚の保護でございますが、植栽についてモミジも大分伸びてきておりますので、公園監理整備の中で剪定をしていきたいというふうに考えてございます。ハス、スイレンですが、昔象潟の蛸満寺からあのハスを分けていただいたという経緯もございますので、それらの保護については間引きをしながら適正な間隔で保護していきたい。また、魚につきましても先ほど副町長答弁しましたとおり、水族館の方に一時保護をお願いしてございますので、その中で対応させていただきたいというふうに考えてございます。3点目の石畳等の沈下でございますが、建設課とともに現状を確認いたしまして危険な場所がある場合には応急にすぐに手当てをしたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 1番緑山議員。

○1番（緑山市朗君） 最後に、大きい一つ目に関しまして本町の高齢者、毎年50人、100人とふえておるわけなんですけれども、当然それに従って要介護認定者もふえていくわけでありまして。平成19年度末でたしか600人ぐらいであったと思いますけれども、これが平成23年度末に700人になっているということは3年間で100人も要介護認定者がふえたということでありまして。先ほど申しましたように、町民の安心安全、生命を守る責任の一半は町にもあるわけでありまして、これについて改めてその保護の体制につきまして町長のご所見を伺いたいと思います。

それから大きい二つ目、先ほど小松課長の方から22年度のホームページのアクセス数50万

4,000件というお話がありました。広報まつしま、毎月5,000部、議会だより、年に4回、5,000部、これと比べますと物すごい量の情報の媒体であります。ネット社会と言われるわけですが、4ヵ国語に翻訳機能もできるということで外国人によるアクセスも今後どんどん増えていくと思います。1ページには大橋町長の写真も大きく出ておるわけでありまして、ホームページというのは町の顔であります。町の品性・品格も問われるというふうに思いますので、今後この改良改善について大橋町長のご所見を伺いたいと思います。

それから三つ目、放生池の件なんですが、町の長期総合計画の第4章歴史文化自然人を生かした観光のまちづくりの1のところに、1観光都市のところに寺町構想の推進とありますけれども、寺町の街路整備を行う、瑞巖寺周辺の景観に配慮した整備を行う云々とあります。当然、この問題にしました放生池もこれに十分該当すると思いますので、今後の環境整備、また同池の保全について町長の最後のご所見をお聞きして終わりとさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（櫻井公一君） それでは、3点について総括で所見をお願いします。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 高齢者福祉の問題は災害が起こる起こらないにかかわらず今議員がおっしゃったような形で今後も推移していくというふうに思われますので、松島町としてそのところは手厚い行政サービスとなるように心がけていきたいというふうに思っております。

インターネットのホームページですけれども、これは機能的には前と比べれば相当特段に充実したものかなというふうに思っております。デザインとか紙面のつくり方といいますか、そういった問題についてはいろいろ好み等もございますので、まずは機能的なところの充実と、あとは平均的なほかの町のホームページよりもデザイン的にもまとまったものになっているというふうに私は思っておりますので、望めばいろいろな形があるとは思いますが、今の形でまずは前から比べればいいものができ上がったということでお使いいただければ幸いです。

放生池でございます。放生池、また周辺の陽徳院、過去町、寺町関係、そういったものについてはおっしゃるように今後の松島の歩行系ルートを考えて場合にも大きなスポットでありますし、経路でありますので、今後もしっかりとした整備を心がけていきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 1番緑山市朗議員の一般質問が終わりました。

次に、2番佐藤皓一議員、登壇願います。

〔2番 佐藤皓一君 登壇〕

○2 番（佐藤皓一君） よろしくお願いいたします。

どうやって地域の空洞化を防ぐのかということでお尋ねします。

今回の地震では松島町内の被害が比較的軽かったのは何よりでございます。しかし、3月11日以前の松島が順調であったとは必ずしも言えない状態ですので、世の中が落ち着いて静まってきたときには3月11日以前の延長線上になる可能性が少なくありません。これは余り芳しいことではないわけですし、今はほかが沈んでいるから相対的に浮かんでいるのであって、この後、そういう状況を打開するためのシナリオがもしあればお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） ご質問の中で空洞化というふうな言葉がありますが、空洞化といいますか恐らくおっしゃりたい趣旨というのは松島が、例えば人口減少があるとか観光客の数が伸びていないとか一時に比べれば減っているとかそういった現象をとらえておっしゃっているのかなというふうに思っております。今回の災害があろうとなかろうと、松島の課題というのはあったというふうに思っておりまして、その中で長期総合計画第3期の計画も考えているわけです。今回の災害があったことでその復興という課題も一つできました。この復興というものを一つのまたポイントにして今後の松島のまちづくりを進めていきたいというふうに総括的には思っているわけでございますが、具体の中身、少し細かい中身は課長から説明させます。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 震災後における地域振興ということで、震災復興計画と密接に関係するということで、既に復興計画の素案については説明をさせていただきましたが、町民一丸となって震災からの復興に向かって前進していくために、町民参加による復興、単なる復旧ではなく新しい松島の創造、ほかの被災し町村への後見の理念を柱とさせていただきます。都市基盤の復興と生活の復興、観光産業の復興、これら三つを重点において計画を策定し、長期総合計画と一体として推進していく考えでございます。

○議長（櫻井公一君） 佐藤議員。

○2 番（佐藤皓一君） 大変立派な計画で、これは大したものだと思いますけれども、それだとこの間の総合5ヵ年計画と、聞くと「おお、大したものだ」と思うんですが、もう一歩進めたときにはこの間とひょっとしたら同じではないのかとちょっと気にかかります。どこか1カ所でも核になる、あるいは柱になるところがあればそこを中心に物事は進められると思うんですけれども、そういう目玉のようなものがもしあればお聞きしたいです。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） まず、基本的な方向性につきましては基本方針の中で定めたということで、これから役場職員全員一丸となってたたき台をつくっていくということに花っていますし、あとそれ以外に町民の方々の代表の方々、あと今回被災を受けた方々の意見も踏まえながらさまざまな視点からいい計画をつくり上げていきたいということでは考ええおりますけれども、基本的には長期総合計画の基本計画に定めてある五つの柱というものがございます。これを最終的な目標としてこれから計画の方を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 佐藤議員。

○2番（佐藤皓一君） 二つ目に移ります。町長はこれまでしばしばやるべきことをしっかりやるというような基本的な方向で答弁をもらっていますけれども、今回の地震の後の状況を見ますと、気仙沼、南三陸町、東松島とは立場や状況が違います。求めるものはそちらの方が優先されるべきだと思います。そうすると、松島はそれをずっと待っているというような状況だとこれはうまくないことであって、今企画調整課長がおっしゃったように、地域をリードするような心構えで頑張るようなお話がありましたけれども、これは大変素晴らしいことで、そういう何かを掲げて求めるものを発信すれば松島よりも被害が大きかったところの人たちも自分たちのためにも頑張れとか、地域全体のために頼むという気持ちがあって応援がもらえるような気がします。被害が軽かったことをいいことにそこを維持するようなことが感じられると嫌がれて応援をもらえなくなりますから、そこは建前であっても大切だと思います。そこを、さっきはそういう話はありましたけれども、何とかそれを松島は全体のために頑張るのだ、だから松島だけいい思いをするつもりではなく全体のために頑張るから応援も頼むというようなことを何らかの形で発信してほしいと思うんですけれども、そこら辺の具体的な何か提案のアイデアのようなものがないものなのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） この震災の間にマスコミに私が出てお話しする機会なども何度かございまして、そのたびに松島が宮城、そして東北の希望の星となって引っ張っていくというような発言はさせていただいておりますが、ごらんになっていただけましたでしょうか。また、今回の震災復興計画の中でもその理念として貢献ということを述べております。これは今東松島の被災者の方々を避難所で受け入れているということなどのほかにも観光面とかその他の面でとにかく松島がいろいろな部分で面倒を見られるところは見ますとか発言しますとか

というようなことを進んでやっていくという、そういう方向をこれで出させていただいたわけですね。

ちなみに、きのうデンマークの王子様が来られまして、あれは何か東松島との関係で来られた。東松島の方が人的なネットワークでもって来られたんですけれども、王子様から話があったのかそれとも、これは東松島の市長が言っているんですが、松島に行っていて松島のPRをしていただくと我々としてもいいということからお話ししていただいた経過もあるようでございまして、少なくとも東松島の間ではこういうことをしてやって、かつこういうことをしてもらおうというそういうふうな関係でやっておりますので、王子様が1回来たきりというわけではないと思いますので、そういうことからいろいろなつながりができておりますし、松島がほかの自治体に貢献できる、またほかの自治体が松島と手を組んで何かというようなことがこの震災を契機にまた一層広がっていく、そういうふうには思います。

○議長（櫻井公一君） 佐藤議員。

○2番（佐藤皓一君） 3番目に移ります。当然、復旧にとどまらず発展してもらわないといけません。それで、きのうだったかちょうどした震災復興会議の委員並びに検討会議委員の名簿をちょうどしました。検討会議の方は町内の相当若い人がいっぱいいますけれども、復興会議の委員は比較的高齢の方と学識経験者で組まれています。この学識経験者なんですけれども、本職を持ちながら、しかもあちこちの自治体の委員になっていそうな雰囲気があります。これでいいアイデアが出るのか。自分がその立場になったとすれば、出身地であるとか住んでいるところであればそれは気合いが入りますけれども、そうでもないところの委員に本職を持ちながら行くわけです。本職でいい加減なことはいできないんですから。しかも、松島1カ所ならともかくあちこちに行っていてどうかなという気がします。そこそこのアイデアだとそんなに町の内外がよし、これで頑張るというアイデアが出るような気がしません、私は。それを考えたら、例えば前進松島発展案の懸賞募集、仮に懸賞募集すればこれは相当とがったものを出さないと最優秀賞とか優秀賞になれませんから、これはこのランクの人より1ランク落ちても気合いを入れてつくりますからおもしろいものが出ると思いますけれども、これはどんなものですか。

○議長（櫻井公一君） 発想についての答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 私の方からご答弁申し上げたいと思いますけれども、外部の方々が必ずしもちゃんとしたご提言できないというようなお話でございましたけれども、私も実は外部から来ておりますけれども、ほかの地域から見た松島ということで、そういった意味では

第三者的にご提言をできるという立場はあるのではないかというふうに思っております。議員お話の懸賞募集なりをしてはどうかというようなご質問であったかと思いますが、それは一つのアイデアだとは思いますが、ホームページとか広報誌とか、あるいは提案箱、それらの活用のほかに今後開催していきます復興会議とか審議会、関係団体の方々から広く意見をいただくということで復興計画は検討していきたいというふうに考えています。

○議長（櫻井公一君） 佐藤議員。

○2番（佐藤皓一君） 本筋とはちょっとずれるかもしれませんが、この阿留多伎先生、宮原先生というのは何カ所ぐらいの委員をやっているか把握していらっしゃいますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 阿留多伎先生の場合はほかはほとんどないと思います。宮原先生の場合は、あの方は結構な売れっ子というところがありますので、三、四カ所ぐらいはやっていると思います。ただ、同時並行的に3カ所とかはやっていないと思います。うちのほかにあと1カ所か2カ所ぐらいしている可能性はあります。ただ、詳しくは調べてはおりません。

○議長（櫻井公一君） 佐藤議員。

○2番（佐藤皓一君） 1問目は終わります。

2問目、ゲーミング・エンターテインメント。国は東日本大震災の復興と地域支援、これに一生懸命頑張るといっています。ゲーミング・エンターテインメント施設につきましては、本当かどうかわかりませんが、最初2カ所か3カ所、先行してやるような話を聞いていました。沖縄とか東京とか大阪かのような話を聞いていまして、真偽のほどはわかりませんが、松島がもし入るとすればその次の10カ所ぐらいの中に入るのかなと思っておりましたが、仮に最初3カ所を選ぶとすればこの情勢だと松島が名乗りを上げれば最初の3カ所に入れそうな気がします。わかりませんが、地震がなかったときと比較すれば取り巻く条件は入りやすい方向にずれたと思いますので、チャンスを生かしてはいかがと思って提案いたします。

○議長（櫻井公一君） ゲーミング・エンターテインメントの位置についての答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） ゲーミング・エンターテインメントの件でございますけれども、この施設につきまして以前は政党とか国会議員の方々を中心に検討していたということでございまして、震災以降その状況がどうなっているかということで、現在はまだそういった検討状況が進んでいるという状況ではないのかなというふうに考えているところでございます。具体の現在内容が示されているという状況ではございませんので、また法律ができてい

ではないということでございます。現時点では町として議論、検討する段階ではないと判断しているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 佐藤議員。

○2番（佐藤皓一君） 確かにまだ甚大な被害を受けて復旧というところまでいっていない地域もありますので、それを見ながらゲーミング・エンターテインメントを進めるというのはちょっと進めにくい状況だと思います。それはおっしゃるとおりだと思いますけれども、ことが進んだ、進めてよさそうな段階に入ったときの心の準備も含めて準備ということは進めておいた方がスタートしやすいと思います。恐らく経済効果、雇用効果を考えれば新幹線、高速道路、飛行場が一遍に来たぐらいの効果はあるのではないかと思います。明治時代に鉄道を嫌がって衰退した町がありますけれども、これとちょっと重なるような状況だと思います。

明治時代は国鉄が工場誘致したり陸軍を誘致したり、あるいは町の規模に応じていろいろな試験場だとか専売公社の工場だとかそれぞれ工夫して誘致して、まちおこしの一つの拠点のようなものにしたような話を聞いています。時代の移り変わりでそういうものは今ありませんので、いろいろなものはあると思うんですけれども、これから10年、20年たったときにあのころあそこの町ではあれを誘致したというようなことが後で多分わかるんです。

今このゲーミング・エンターテインメントは10年、20年たったときに振り返ってみればあんなにいいものがあつたのかと言ってもらえそうな施設だと思います。町長は余り積極的ではないやに聞いておりますけれども、町の将来を考えたときにはこれは大変有望というか有力な施設だと思いますので、ぜひこれを推薦する姿勢を見せてほしいと思います。

○議長（櫻井公一君） では、町長の所見を伺います。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 佐藤議員のご意見はご意見として承っておきます。

○議長（櫻井公一君） 佐藤議員。

○2番（佐藤皓一君） 余り進める立場ではないように聞いていたところで、意見は意見としてということになると私としても次に展開しにくいんですが、反対なら反対でこれは受け入れざるを得ない。賛成でないのは仕方がないんですけども、それはちょっと承るというところでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 町としての見解としては先ほど副町長が申しましたように、現在このテーマは議論検討する熟度がないというふうな判断をしております。法律ができておりませんし、また国会の状況から考えてもこのゲーミング・エンターテインメントという話が進展す

るようなそういう状況ではないというふうに思っております。この施設がいかなるものかについては町民の方々の意見がいろいろございます。反対である、賛成である。あとは条件によってどうだと。例えば隣町にあるのであればいいとかというふうなそういう観光関係者の方のお話も聞いたことがございますし、ですから、議論は深める必要があるということは言えると思うんです。それで、議会の方々も委員会をつくっていろいろご検討なされているわけですが、ただ、行政の施策として取り上げるとしたらまだまだ、もっと周囲の状況なり何なりが実現が可能な方向になっているのかどうなのかというのがポイントだと思うんです。やや行政の長としての話としてはどうかなというふうには思いますが、例えば政治家が、または企業の経営者が構想としてばんとぶち上げるというようなことであれば、それは可能だとは思いますが、一たん行政になりますとスケジュールとか金の問題、それから事業をどういうふうに展開していくのかというように動きますので、動くためには一定の条件といいますかそれが熟成する必要があるということでございます。というふうに考えている。

○議長（櫻井公一君） 佐藤議員。

○2番（佐藤皓一君） どうもありがとうございました。

○議長（櫻井公一君） 佐藤皓一議員の一般質問が終わりました。

以上で通告いただいた一般質問が終わりました。

---

### 日程第3 議員提案第2号 患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書について

○議長（櫻井公一君） 日程第3、議員提案第2号患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議員提案第2号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議員提案第2号患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 委員会の閉会中の継続審査・調査について

○議長（櫻井公一君） 日程第4、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

各委員長からお手元に配布しました一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。申し出がありました審査・調査件名を事務局長より朗読させます。局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 委員会の閉会中の継続審査申し出一覧表。

委員会名、継続審査等の内容、審査等の期限の順について申し上げます。

議会運営委員会、次回の議会開会に伴う議会運営についての審査、議長の諮問事項及び議会活性化に伴う調査研究、9月定例会。

議会広報発行対策特別委員会、松島議会だより第107号の発行に関する審査編集、9月手例会。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

本定例会に付議された議案の審議は全部終了しました。

ここで、町長、副町長並びに教育長より発言の申し出がありますので、これを許したいと思います。

初めに、大橋町長。

○町長（大橋健男君） お時間をいただきまして、執行部内の人事に関するご報告をさせていただきます。西村副町長の件でございます。

今回の震災により宮城県の4月の定期人事異動が凍結されたことにより、引き続き職にとどまっていただき松島町の災害復旧、復興対策に従事していただいたところでございますが、7月の宮城県の人事異動に伴い副町長より6月末日をもって辞任したい旨の申し出がございました。私としても宮城県の人事異動の関係によるものでこれ以上延伸もお願いできず、了承いたしました。

また、米川教育長の件ですが、松島町教育委員会教育長として松島町の教育行政の推進について頑張っていたところでありますが、6月26日の任期をもって退任することとなりました。

西村副町長及び米川教育長の業績につきましては、松島町の行政及び教育行政に多くの職務を遂行していただいたこと、その十分な実績と貢献に対し感謝し尊敬しているところであります。西村副町長、米川教育長の2名が退任することは非常に残念でございますが、議会での副町長対応分につきましては町長が責任を持って引き継ぎ、遺漏のないように務めてまいります。また、本日以降任期末日までは副町長、教育長ともに職責を全うしてもらうことで考えております。

副町長の任期は6月末日、教育長は6月26日まででございますが、議員の皆様方のご足労とご迷惑を考えますと別途機会を設けるのではなく、きょうこの場で私の説明と副町長及び教育長のあいさつを行うことが適切と考えお時間をいただいた次第でございます。

それでは、お許しを得まして西村副町長及び米川教育長より解任と御礼のごあいさつをさせていただきますと思います。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） まず初めに、私事のためにお時間を割いていただきましてごあいさつの機会をいただき感謝を申し上げたいというふうに思います。ただいま大橋町長の方から身に余る過分なご紹介がございましたけれども、本年6月30日付をもちまして副町長としての任期を終えることになりました。2年9カ月という短い期間ではございましたけれども、県職員として復帰いたします。この間、全く初めての職務でございましてふなれな点、行き届かなかった点、多々あったかと思っておりますけれども、議員各位のご指導ご鞭撻のもとに本職を全うできたことをまずもって御礼を申し上げたいというふうに思います。

本来であればご案内のとおり3月末で退任予定でございましたけれども、3月11日に発生いたしました東日本大震災という未曾有の大災害によりまして県の人事異動が凍結され、図らずも3カ月間延長ということでございましたけれども、災害復旧、災害復興対策ということでこれらの貴重な業務に従事することができました。年度区分からいいますと平成20年10月に就任いたしましたので平成20年度、21年度、22年度、23年度と4ヵ年度間の就任期間となりまして、さまざまな貴重な体験をすることができました。今回の大震災の発生直後、役場職員の動きに大いに敬意を表したいというふうに思っております。初動時の避難指示、飲料水や食料の確保、あるいはガソリン、灯油などの燃料対策、発災から7日目の17日には災害ニュースの発行、19日は携帯電話サイトの開設など、刻々とかわる状況に的確に対応する役場職員のたくましさを感じましたし、一般質問で先ほども議論がいろいろとございましたけれども、松島町としてはあの時点では最善の対応ができたものというふうに考えております。

こうしたことから、松島町は必ずや復興に向けてすばらしい計画を策定され、復興をなし遂げることができるというふうに確信しております。息の長い勝負となると思いますので、どうぞじっくりと頑張っていただきたいと思います。県人事異動との関係で復興の道半ばで退任せざるを得ず、その点に関しましてはまことに申しわけなく思っているところでございます。

議会ではさまざまな議論をさせていただきました。実はこんなに多くの質疑を直接行うということは事前に余り想定していなかったことでございますけれども、県職員として大変勉強になったというふうに思っております。県庁の復帰先はまだ未定でございますけれども、これからも松島町の発展のために県庁内からご支援を続けていきたいというふうに思っております。議員の皆様におかれましては県庁にお越しの際はお寄りいただいて、私にできることがあればご相談に応じたいというふうに思っております。

結びになりますけれども、松島町議会のますますの発展と議員各位のご健勝を祈念いたしまして退任に当たってのごあいさつといたします。本当にお世話になりありがとうございました。

○議長（櫻井公一君）　引き続きまして、米川教育長。

○教育長（米川　稔君）　一言ごあいさつを申し上げます。平成19年6月27日に松島町教育委員会教育長を拝命し、6月26日をもって丸4年、任期満了となりました。この間、至らなかったところやご期待に沿えなかった点多々ありましたが、松島の教育の充実のために誠心誠意職務を遂行させていただきました。これもひとえに皆様方の温かいご指導とご助言の賜物と思っております。心から感謝、御礼を申し上げます。

今の世、特に難題課題が山積しておりますが、議員各位のさらなるご活躍とご健勝、ご多幸を切望し、あいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（櫻井公一君）　西村副町長並びに米川教育長のあいさつが終わりました。

議会といたしましても長期間にわたり町の行政、また町の教育行政に対しまして感謝を申し上げます。本当にご苦労さまでございました。

平成23年第2回松島町定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後4時30分　　閉　　会